

第6期香芝市障がい福祉計画  
第2期香芝市障がい児福祉計画

令和3年3月

香芝市



# 目次

|     |                          |    |
|-----|--------------------------|----|
| 第1章 | 計画の概要                    | 1  |
| 1   | 計画策定の趣旨                  | 1  |
| 2   | 基本方針・基本理念                | 2  |
| 3   | 計画の位置づけ                  | 3  |
| 4   | 計画の期間                    | 4  |
| 5   | 計画の対象                    | 4  |
| 第2章 | 香芝市の障がいのある人を取り巻く現状       | 5  |
| 1   | 香芝市の人口構造                 | 5  |
| (1) | 人口の推移                    | 5  |
| (2) | 年齢3区分別人口の推移              | 6  |
| 2   | 障がい者手帳所持者の状況             | 7  |
| (1) | 障がい種別手帳所持者数              | 7  |
| (2) | 年齢別手帳所持者数                | 8  |
| (3) | 身体障がい者手帳所持者の状況           | 9  |
| (4) | 療育手帳所持者の状況               | 11 |
| (5) | 精神障がい者保健福祉手帳所持者の状況       | 12 |
| 3   | アンケートで見る本市の障がいのある人の状況    | 14 |
| (1) | 調査の概要                    | 14 |
| (2) | 回答者の基本属性                 | 14 |
| (3) | 主な調査内容                   | 15 |
| (4) | アンケート結果からわかる課題点          | 22 |
| 第3章 | 成果目標値の設定                 | 23 |
| 1   | 福祉施設の入所者の地域生活への移行        | 23 |
| 2   | 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築 | 24 |
| 3   | 地域生活支援拠点等の整備             | 24 |
| 4   | 福祉施設からの一般就労への移行等         | 25 |
| 5   | 障がい児支援の提供体制の整備等          | 26 |
| 6   | 相談支援体制の充実・強化等            | 27 |
| 7   | 障がい福祉サービスの質を向上させるための取組   | 27 |
| 第4章 | 障がい福祉サービスの体系             | 28 |
| 第5章 | 障がい福祉サービス等見込量と確保の方策      | 30 |
| 1   | 訪問系サービス                  | 30 |
| 2   | 日中活動系サービス                | 33 |
| 3   | 居住系サービス                  | 36 |
| 4   | 施設入所支援                   | 38 |
| 5   | 相談支援                     | 39 |

|     |                          |    |
|-----|--------------------------|----|
| 6   | 地域生活支援事業.....            | 40 |
|     | (1) 相談支援事業.....          | 40 |
|     | (2) 成年後見制度利用支援事業.....    | 41 |
|     | (3) 意思疎通支援事業.....        | 42 |
|     | (4) 日常生活用具等給付事業.....     | 43 |
|     | (5) 移動支援事業.....          | 45 |
|     | (6) 地域活動支援センター事業.....    | 46 |
|     | (7) その他事業.....           | 47 |
| 第6章 | 障がい児支援見込量と確保の方策.....     | 49 |
| 1   | 障がい児支援の概要.....           | 49 |
| 2   | 障がい児支援見込量と確保の方策.....     | 49 |
|     | (1) 障がい児通所支援.....        | 49 |
|     | (2) 障がい児相談支援.....        | 52 |
| 第7章 | 計画の推進・評価.....            | 53 |
| 1   | 計画の推進.....               | 53 |
| 2   | 計画の評価体制.....             | 53 |
| 資料編 | .....                    | 54 |
| 1   | 香芝市障がい者計画等策定委員会委員名簿..... | 54 |
| 2   | 計画策定の経過.....             | 55 |

## ● 「障がい」の表記について

本計画では、「害」という漢字につきまして、字が持つ否定的なイメージに配慮し、障がいのある人の人権をより尊重すること、「差別感」「不快感」を持つ人が少しでもいる限りその気持ちを尊重していく本市の考え方にに基づき、「がい」とひらがな表記をしています。

法令や法令上の規定、固有名詞等を表す場合につきましても、文字を変更することにより本来の示すべきものが特定できなくなる恐れも考えられますが、文章中に「しょうがい」の表記が混在し、混乱を引き起こすことのないように、法令名も含めすべて「障がい」と表記しております。

# 第1章 計画の概要

## 1 計画策定の趣旨

国においては、全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることがなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けて取組を進めており、平成5年には「障がい者基本法」が成立し、平成15年には同法に基づき、国は障がい者のための施策の最も基本的な計画として「障がい者基本計画」を策定し、現行計画は「第4期障がい者基本計画」となっています。その後「障がい者基本計画」の改正（平成16年）と「障がい者自立支援法」の成立（平成17年）により、各自治体で「障がい者計画」と「障がい福祉計画」を策定することが義務づけられました。

また、平成25年における「障がい者自立支援法」の「障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障がい者総合支援法」という。）への改正を経て、「障がい者総合支援法」及び「児童福祉法」の一部改正が平成30年から施行されるに伴い、「児童福祉法」第33条の20の規定により、各自治体は、国の基本指針に即して、障がい児についてサービスの提供体制の確保、業務の円滑な実施に関する「障がい児福祉計画」の策定が義務づけられました。

本市においては、平成31年3月に「第2期香芝市障がい者計画」を策定し、「すべての人が支え合い、安全で安心な暮らしのできる地域共生のまちづくり」を基本理念とし、障がいのある人のいきいきと自立した生活を支え、その人格が尊重される地域共生社会の形成を目標に、障がい者福祉施策の推進を図ってきたところです。また、平成30年3月に「第5期香芝市障がい福祉計画」及び「第1期香芝市障がい児福祉計画」を策定し、地域での暮らしを支援することを中心に、サービス基盤の整備等について、施策の推進を図ってきました。

このたび「第5期香芝市障がい福祉計画」及び「第1期香芝市障がい児福祉計画」の計画期間が令和2年度をもって終了することから、現計画を継承、発展させるものとして、新たに令和3年度からを初年度とした、「第6期香芝市障がい福祉計画」及び「第2期香芝市障がい児福祉計画」を策定するものです。

## 2 基本方針・基本理念

国の定める「障がい福祉サービス等及び障がい児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（令和2年改正）では、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画の策定に際しての基本理念として、次の7つが掲げられています。

- 1 障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
- 2 市町村を基本とした身近な実施主体と障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施等
- 3 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
- 4 地域共生社会の実現に向けた取組
- 5 障がい児の健やかな育成のための発達支援
- 6 障がい福祉人材の確保
- 7 障がい者の社会参加を支える取組

本計画は、こうした基本指針に即して策定するものであり、香芝市障がい者計画の基本理念である「すべての人が支え合い、安全で安心な暮らしのできる地域共生のまちづくり」を踏まえつつ、第5期計画の基本理念を踏襲して、「地域での自立した生活を支援するまちづくり」を基本理念とします。

### 3 計画の位置づけ

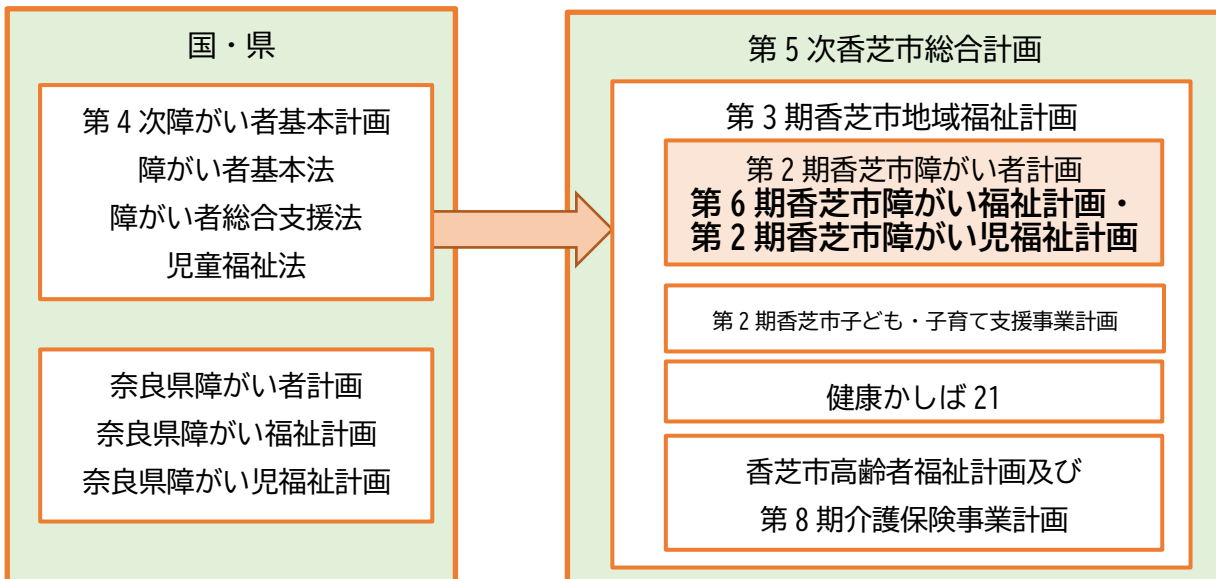
本計画は、障がい者総合支援法第 88 条に基づく「市町村障がい福祉計画」の第 6 期計画、及び児童福祉法第 33 条の 20 に基づく「市町村障がい児福祉計画」の第 2 期計画として、国の基本指針に即して、障がい福祉サービスの提供体制の確保、業務の円滑な実施に関する計画を策定するものです。

また、本計画は、上位計画として国の定める「障がい者基本計画（第 4 次）」や県の策定する「奈良県障がい者計画」及び「第 2 期香芝市障がい者計画」の内容を踏まえつつ、香芝市におけるあらゆる分野の施策を総合的・計画的に展開するための「第 5 次香芝市総合計画」の具体的な部門別計画として位置付け、「第 3 期香芝市地域福祉計画」「香芝市高齢者福祉計画及び第 8 期介護保険事業計画」「第 2 期香芝市子ども・子育て支援事業計画」「健康かしば 21」など関連計画との整合・調整を図りながら策定しました。

【計画の関係】

|     | 障がい者計画                   | 障がい福祉計画   | 障がい児福祉計画                   |
|-----|--------------------------|---|----------------------------|
| 内容  | 障がい者施策の基本方針について定める計画     | 障がい福祉サービス等の見込みとその確保策を定める計画  | 障がい児通所支援等の提供体制とその確保策を定める計画 |
| 根拠法 | 障がい者基本法<br>(第 11 条第 3 項) | 障がい者総合支援法<br>(第 88 条)   | 児童福祉法<br>(第 33 条の 20)      |
| 国   | 障がい者基本計画（第 4 次）          | 第 6 期障がい福祉計画及び第 2 期障がい児福祉計画に係る基本指針<br>(障がい福祉サービス等及び障がい児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針) |                            |
| 県   | 奈良県障がい者計画                | 奈良県障がい福祉計画  | 奈良県障がい児福祉計画                |
| 香芝市 | 第 2 期香芝市障がい者計画           | 第 6 期香芝市障がい福祉計画   | 第 2 期香芝市障がい児福祉計画           |

【計画の関係図】



#### 4 計画の期間

本計画の計画期間は、令和3年度（2021）から令和5年度（2023）までの3年です。

【計画期間】

| 計 画             | 平成<br>30<br>年度<br>(2018) | 令和<br>元<br>年度<br>(2019) | 令和<br>2<br>年度<br>(2020) | 令和<br>3<br>年度<br>(2021) | 令和<br>4<br>年度<br>(2022) | 令和<br>5<br>年度<br>(2023) | 令和<br>6<br>年度<br>(2024) | 令和<br>7<br>年度<br>(2025) | 令和<br>8<br>年度<br>(2026) |
|-----------------|--------------------------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|
| 香芝市<br>障がい者計画   |                          | 第2期計画                   |                         |                         |                         |                         | 第3期計画                   |                         |                         |
| 香芝市障がい<br>福祉計画  | 第5期計画                    |                         |                         | 第6期香芝市<br>障がい福祉計画       |                         |                         | 第7期計画                   |                         |                         |
| 香芝市障がい児<br>福祉計画 | 第1期計画                    |                         |                         | 第2期香芝市<br>障がい児福祉計画      |                         |                         | 第3期計画                   |                         |                         |

#### 5 計画の対象

本計画の対象は、障がい者基本法によって定義されている「身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む）その他の心身の機能の障がいがある者であって、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」とし、療育の必要な児童、自立支援医療費の支給を受けている人、難病患者なども含まれます。

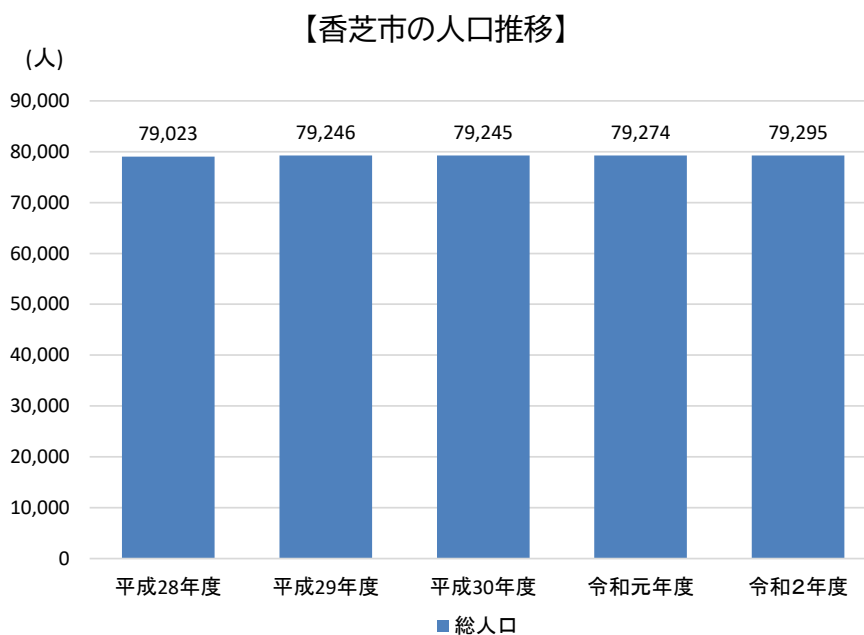


## 第2章 香芝市の障がいのある人を取り巻く現状

### 1 香芝市の人口構造

#### (1) 人口の推移

わが国全体における人口減少時代が本格化しつつある中、本市の人口は横ばい状態にあります。現在の総人口は、79,000人程度であり、直近5年と比較しても大きな変化は見られません。



資料：住民基本台帳各年度末現在  
※令和2年度は、10月末現在のデータ

## (2) 年齢3区分別人口の推移

本市の年齢3区分別人口をみると、全国的な少子高齢化の進展に伴い、15歳未満の年少人口は、減少傾向となっています。一方、高齢化は着実に進展しており、今後も、高齢者人口、割合ともに増加していくことが予測されます。

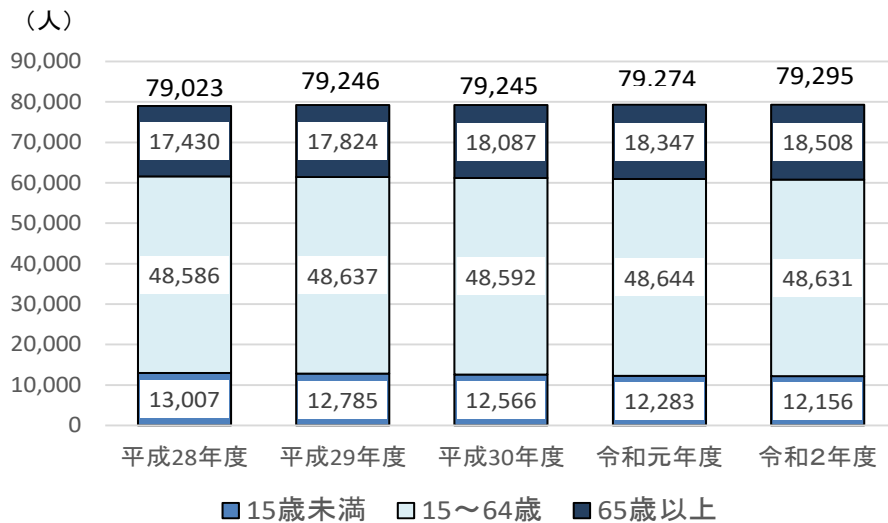
【年齢3区分別の人口推移】

単位：人

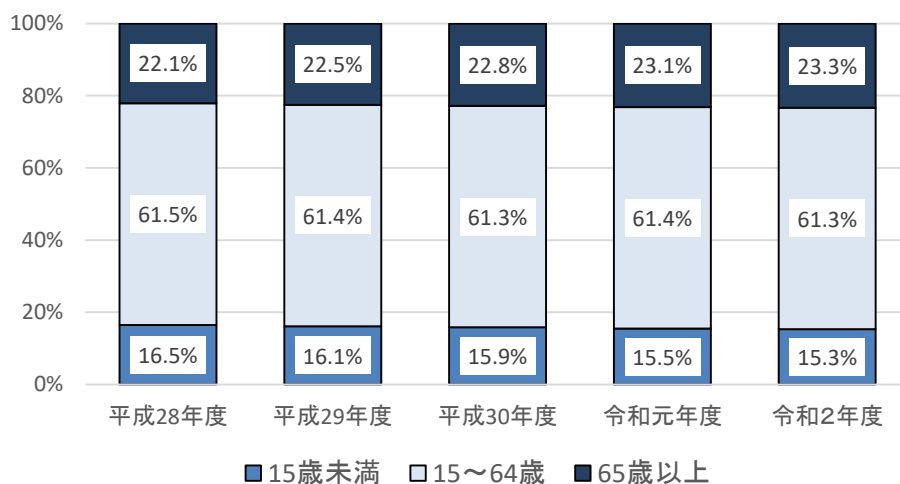
|        | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度  | 令和2年度  |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 総人口    | 79,023 | 79,246 | 79,245 | 79,274 | 79,295 |
| 15歳未満  | 13,007 | 12,785 | 12,566 | 12,283 | 12,156 |
| 15～64歳 | 48,586 | 48,637 | 48,592 | 48,644 | 48,631 |
| 65歳以上  | 17,430 | 17,824 | 18,087 | 18,347 | 18,508 |

資料：住民基本台帳各年度末現在  
 ※令和2年度は、10月末現在のデータ

【年齢3区分別の人口推移（人数）】



【年齢3区分別の人口推移（割合）】



## 2 障がい者手帳所持者の状況

### (1) 障がい種別手帳所持者数

令和2年度における手帳所持者は3,687人で、身体障がい者手帳所持者が約6割を占めています。次いで療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳の順に、手帳所持者の割合が高いという結果になっています。

手帳所持者数は、全体としては年々増加傾向にありますが、ここ数年は身体障がい者手帳所持者数が概ね横ばいとなっているものの、療育手帳所持者数と精神障がい者保健福祉手帳所持者数は増加傾向となっています。

【障がい種別手帳所持者数】

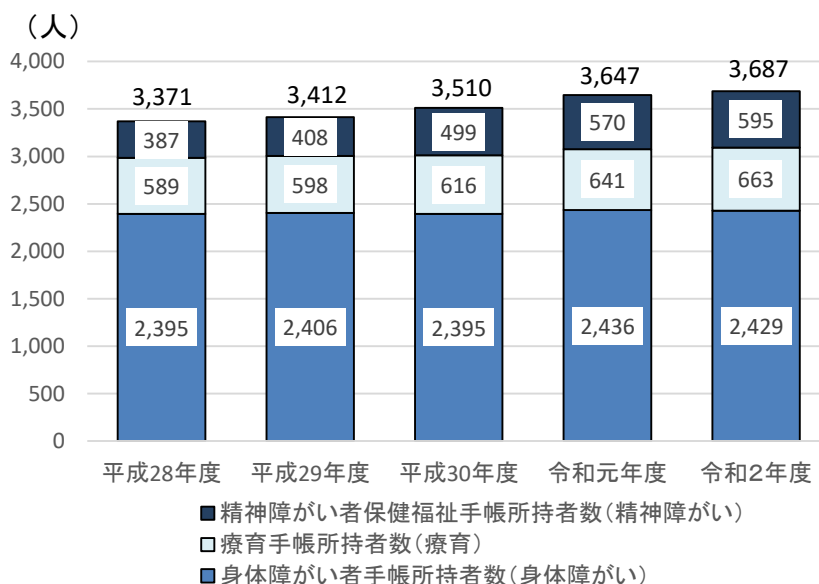
単位：人

|                      | 平成28年度           | 平成29年度           | 平成30年度           | 令和元年度            | 令和2年度            |
|----------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| 障がい者手帳所持者<br>総数（人口比） | 3,371<br>(4.27%) | 3,412<br>(4.31%) | 3,510<br>(4.43%) | 3,647<br>(4.60%) | 3,687<br>(4.65%) |
| 身体障がい者手帳<br>所持者数     | 2,395            | 2,406            | 2,395            | 2,436            | 2,429            |
| 療育手帳所持者数             | 589              | 598              | 616              | 641              | 663              |
| 精神障がい者保健福祉<br>手帳所持者数 | 387              | 408              | 499              | 570              | 595              |

各年度末現在

※令和2年度は、10月末現在のデータ

【障がい種別手帳所持者数（人数）】



## (2) 年齢別手帳所持者数

年齢別に手帳所持者人数をみると、身体障がい者手帳所持者は65歳以上の比較的年齢が高い層、療育手帳所持者は25歳未満の比較的年齢が低い層、精神障がい者保健福祉手帳所持者は40歳から54歳までの働き盛りの層の割合が高くなっていることがわかります。

### 【年齢別手帳所持者数】

単位：上段/人 下段/比率（10%以上に網掛け）

| 年齢     | 身体障がい者<br>手帳 | 療育手帳  | 精神障がい者<br>保健福祉手帳 | 合計    |
|--------|--------------|-------|------------------|-------|
| 0～4歳   | 9            | 14    | 0                | 23    |
|        | 0.4%         | 2.1%  | 0.0%             | 0.6%  |
| 5～9歳   | 13           | 58    | 6                | 77    |
|        | 0.5%         | 8.7%  | 1.0%             | 2.1%  |
| 10～14歳 | 22           | 102   | 5                | 129   |
|        | 0.9%         | 15.4% | 0.8%             | 3.5%  |
| 15～19歳 | 31           | 115   | 17               | 163   |
|        | 1.3%         | 17.3% | 2.9%             | 4.4%  |
| 20～24歳 | 21           | 93    | 23               | 137   |
|        | 0.9%         | 14.0% | 3.9%             | 3.7%  |
| 25～29歳 | 13           | 53    | 41               | 107   |
|        | 0.5%         | 8.0%  | 6.9%             | 2.9%  |
| 30～34歳 | 16           | 31    | 34               | 81    |
|        | 0.7%         | 4.7%  | 5.7%             | 2.2%  |
| 35～39歳 | 45           | 41    | 48               | 134   |
|        | 1.9%         | 6.2%  | 8.1%             | 3.6%  |
| 40～44歳 | 52           | 40    | 49               | 141   |
|        | 2.1%         | 6.0%  | 8.2%             | 3.8%  |
| 45～49歳 | 83           | 43    | 82               | 208   |
|        | 3.4%         | 6.5%  | 13.8%            | 5.6%  |
| 50～54歳 | 85           | 32    | 72               | 189   |
|        | 3.5%         | 4.8%  | 12.1%            | 5.1%  |
| 55～59歳 | 113          | 9     | 51               | 173   |
|        | 4.7%         | 1.4%  | 8.6%             | 4.7%  |
| 60～64歳 | 129          | 13    | 55               | 197   |
|        | 5.3%         | 2.0%  | 9.2%             | 5.3%  |
| 65～69歳 | 247          | 7     | 33               | 287   |
|        | 10.2%        | 1.1%  | 5.5%             | 7.8%  |
| 70～74歳 | 353          | 3     | 38               | 394   |
|        | 14.5%        | 0.5%  | 6.4%             | 10.7% |
| 75～79歳 | 392          | 4     | 20               | 416   |
|        | 16.1%        | 0.6%  | 3.4%             | 11.3% |
| 80歳以上  | 805          | 5     | 21               | 831   |
|        | 33.1%        | 0.8%  | 3.5%             | 22.5% |
| 合計     | 2429         | 663   | 595              | 3,687 |

令和2年10月31日時点

### (3) 身体障がい者手帳所持者の状況

#### 1) 等級別身体障がい者手帳所持者数の推移

等級別の手帳所持者の状況を見ると、1級と4級がそれぞれ約3割を占め、3級、2級、6級、5級の順に少なくなっています。

平成28年度から令和2年度の5年間の手帳所持者数は、平成30年度から令和元年度にかけて増加傾向でしたが、令和2年度は減少に転じています。平成28年度と令和2年度を比較すると、1級、2級において20人から30人の増加になっています。3級では約30人、4級では5人の減少となっています。

【等級別身体障がい者手帳所持者数】

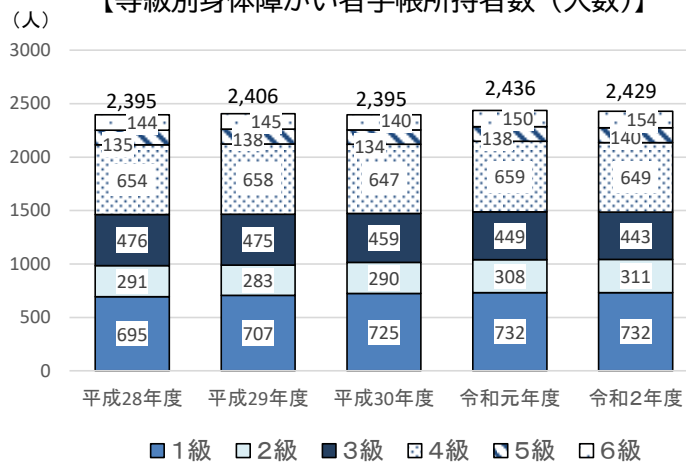
単位：人

| 等級 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 |
|----|--------|--------|--------|-------|-------|
| 1級 | 695    | 707    | 725    | 732   | 732   |
| 2級 | 291    | 283    | 290    | 308   | 311   |
| 3級 | 476    | 475    | 459    | 449   | 443   |
| 4級 | 654    | 658    | 647    | 659   | 649   |
| 5級 | 135    | 138    | 134    | 138   | 140   |
| 6級 | 144    | 145    | 140    | 150   | 154   |
| 合計 | 2,395  | 2,406  | 2,395  | 2,436 | 2,429 |

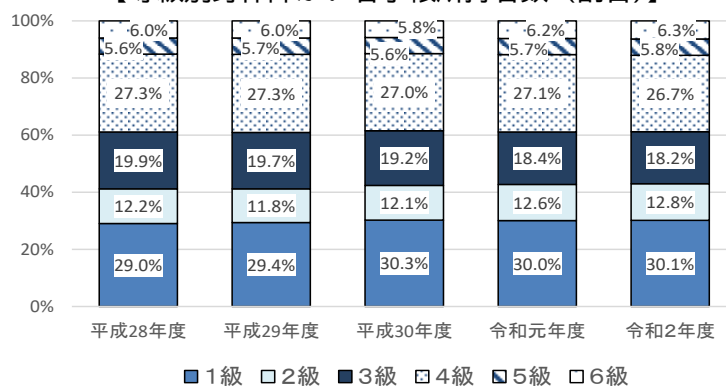
各年度末現在

※令和2年度は、10月末現在のデータ

【等級別身体障がい者手帳所持者数（人数）】



【等級別身体障がい者手帳所持者数（割合）】



## 2) 障がい種別身体障がい者手帳所持者数の推移

障がい種別での手帳所持者の状況を見ると、「肢体不自由」が約半数を占めており、次に「内部障がい」が約3割で多くなっています。

平成28年度と令和2年度を比較すると、「内部障がい」は90人程度増加、「聴覚障がい・平衡機能障がい」「音声・言語・そしゃく機能障がい」は微増、「視覚障がい」は微減、「肢体不自由」は約80人減少しています。

【障がい種別身体障がい者手帳所持者数】

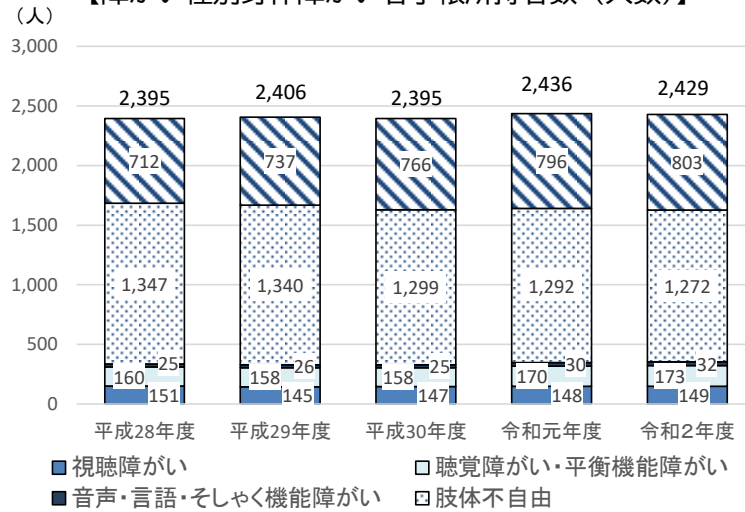
単位：人

| 障がい種別           | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 |
|-----------------|--------|--------|--------|-------|-------|
| 視覚障がい           | 151    | 145    | 147    | 148   | 149   |
| 聴覚障がい・平衡機能障がい   | 160    | 158    | 158    | 170   | 173   |
| 音声・言語・そしゃく機能障がい | 25     | 26     | 25     | 30    | 32    |
| 肢体不自由           | 1,347  | 1,340  | 1,299  | 1,292 | 1,272 |
| 内部障がい           | 712    | 737    | 766    | 796   | 803   |
| 合計              | 2,395  | 2,406  | 2,395  | 2,436 | 2,429 |

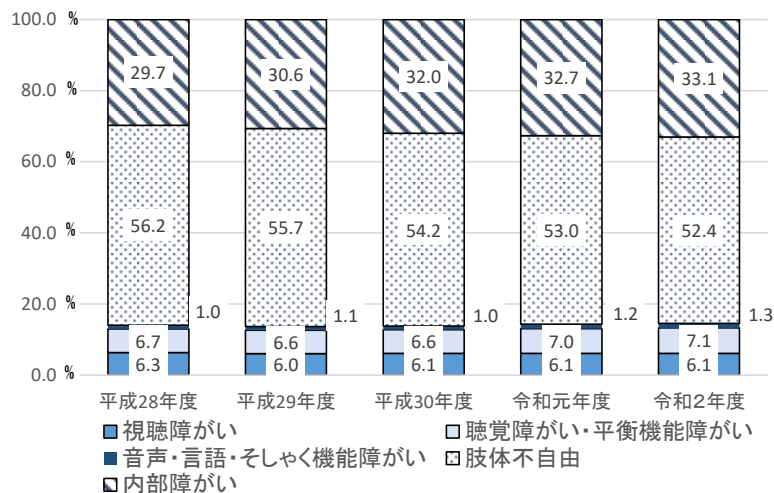
各年度末現在

※令和2年度は、10月末現在のデータ

【障がい種別身体障がい者手帳所持者数（人数）】



【障がい種別身体障がい者手帳所持者数（割合）】



#### (4) 療育手帳所持者の状況

療育手帳所持者の状況を見ると、B判定の方が約6割、A判定の方が約4割を占めています。

手帳所持者数は年々増加しており、平成28年度と令和2年度を比較すると約70人増加しており、A判定、B判定ともに増加傾向にあります。

【等級別療育手帳所持者数】

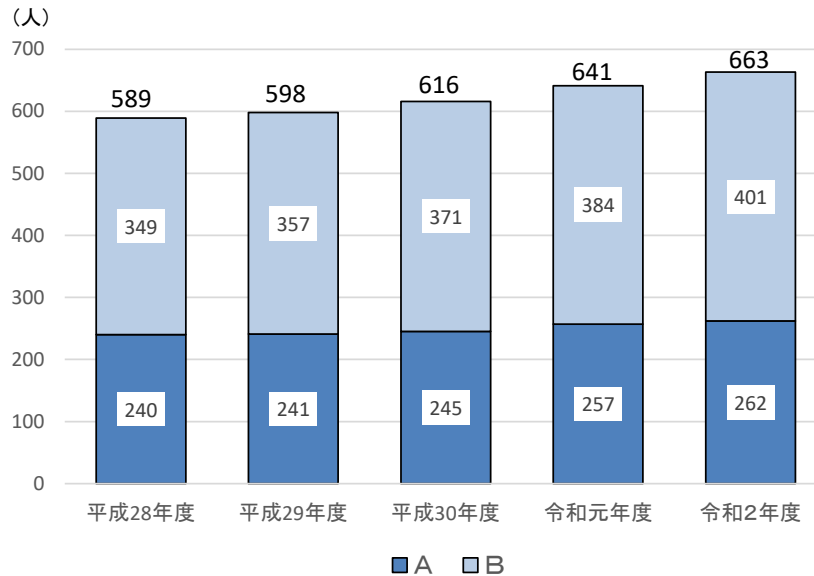
単位：人

| 等級 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 |
|----|--------|--------|--------|-------|-------|
| A  | 240    | 241    | 245    | 257   | 262   |
| B  | 349    | 357    | 371    | 384   | 401   |
| 合計 | 589    | 598    | 616    | 641   | 663   |

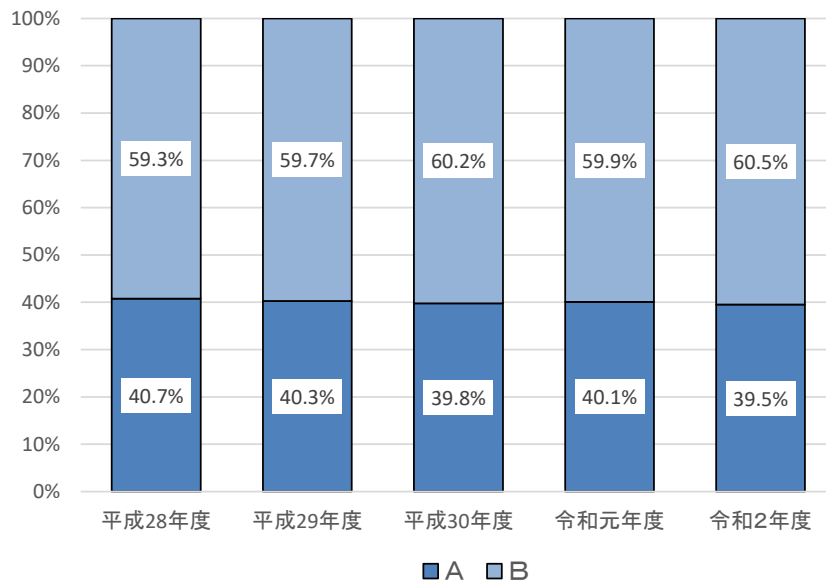
各年度末現在

※令和2年度は、10月末現在のデータ

【等級別療育手帳所持者数（人数）】



【等級別療育手帳所持者数（割合）】



(5) 精神障がい者保健福祉手帳所持者の状況

1) 等級別精神障がい者保健福祉手帳所持者数の推移

等級別の精神障がい者保健福祉手帳所持者の状況を見ると、「2級」が約6割を占め最も多く、「3級」が約2割、「1級」が約1割となっています。

平成28年度から令和2年度の5年間、手帳所持者数は年々増加しており、いずれの等級でも増加傾向が続いています。

【等級別精神障がい者保健福祉手帳所持者数】

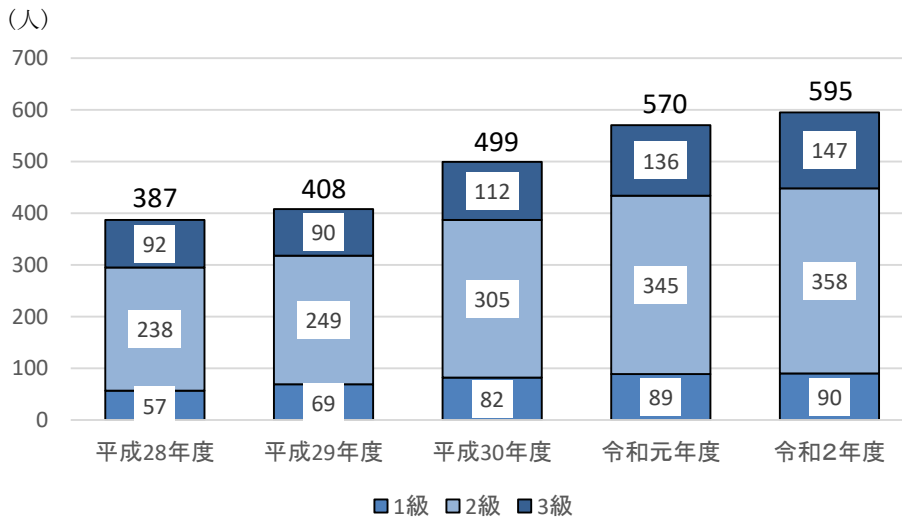
単位：人

| 等級 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 |
|----|--------|--------|--------|-------|-------|
| 1級 | 57     | 69     | 82     | 89    | 90    |
| 2級 | 238    | 249    | 305    | 345   | 358   |
| 3級 | 92     | 90     | 112    | 136   | 147   |
| 合計 | 387    | 408    | 499    | 570   | 595   |

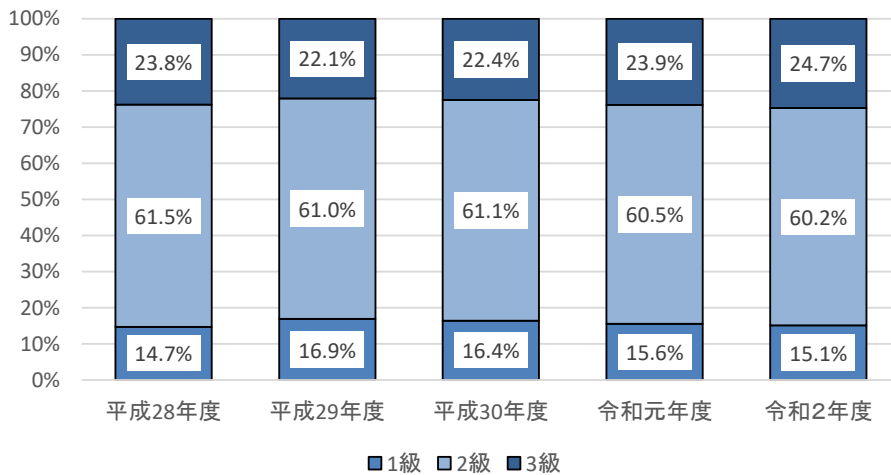
各年度末現在

※令和2年度は、10月末現在のデータ

【等級別精神障がい者保健福祉手帳所持者数（人数）】



【等級別精神障がい者保健福祉手帳所持者数（割合）】





## 2) 自立支援医療（精神通院）・精神障がい者医療費助成受給者数の推移

自立支援医療（精神通院）の利用者数は年々増加傾向にあります。精神障がい者医療費助成の利用者数は令和元年度から令和2年度では、ほぼ横ばいとなっています。

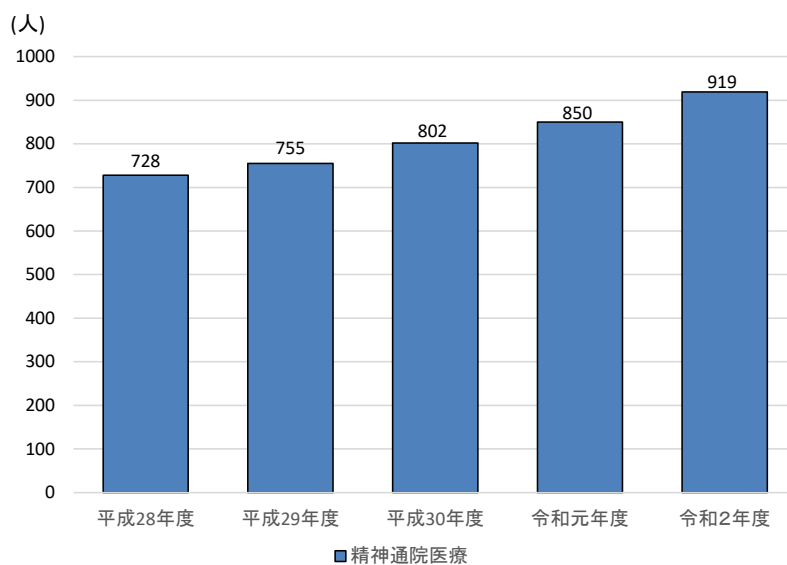
### 【自立支援医療（精神通院）・精神障がい者医療費助成受給者数】

単位：人

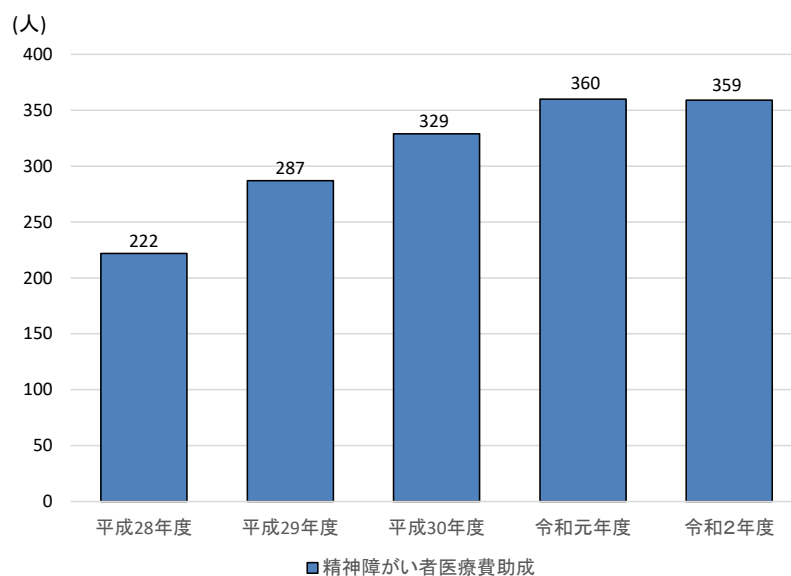
|              | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 |
|--------------|--------|--------|--------|-------|-------|
| 自立支援医療（精神通院） | 728    | 755    | 802    | 850   | 919   |
| 精神障がい者医療費助成  | 222    | 287    | 329    | 360   | 359   |

各年7月31日現在

### 【自立支援医療（精神通院）受給者数（人数）】



### 【精神障がい者医療費助成受給者数（人数）】



### 3 アンケートで見る本市の障がいのある人の状況

#### (1) 調査の概要

本計画を策定するにあたり、障がいのある人の意向を把握し、障がい福祉サービスなどの計画的な基盤整備を進めるための基礎資料を得ることを目的に、下記の内容によりアンケート調査を実施しました。

|         |  |
|---------|--|
| 調査対象    | 香芝市内在住の身体障がい者手帳・療育手帳・精神障がい者保健福祉手帳所持者や、サービス利用者から2,000名を無作為抽出しました。 |
| 調査方法    | 郵送配布・郵送回収  |
| 調査期間    | 令和2年8月5日～令和2年8月25日   |
| 回収数/発送数 | 1,010/2,000（回収率：51.0%）   |

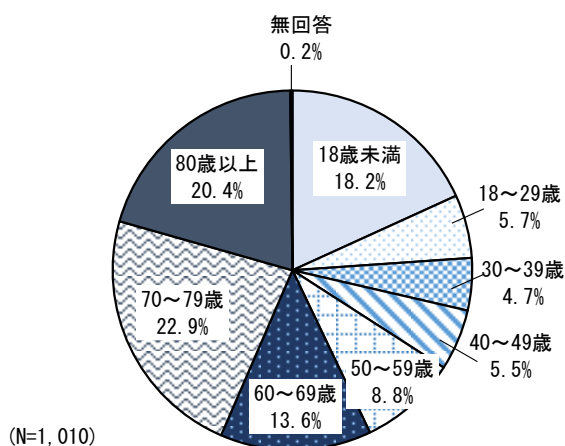
#### (2) 回答者の基本属性

##### 1) 年齢・家族構成

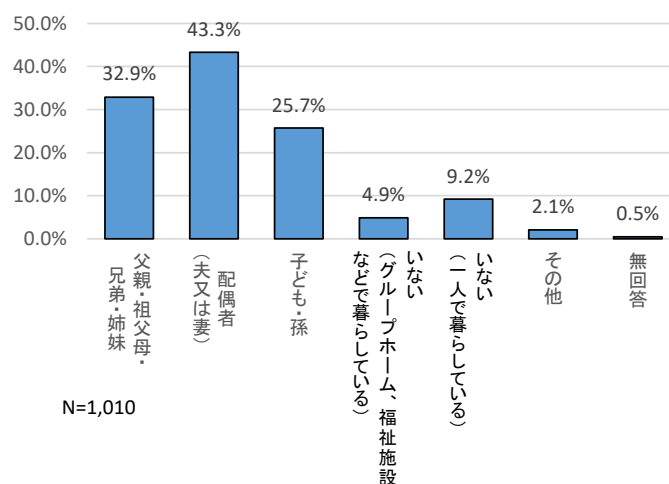
##### ① 年齢と性別、家族構成

回答者の年齢は、「80歳以上」が20.4%、「70～79歳」が22.9%、「60～69歳」が13.6%と、60歳以上の方が半分以上を占めています。また、同居者は、「配偶者(夫又は妻)」が43.3%、「父親、祖父母、兄弟、姉妹」が32.9%となっています。

【回答者の年齢】

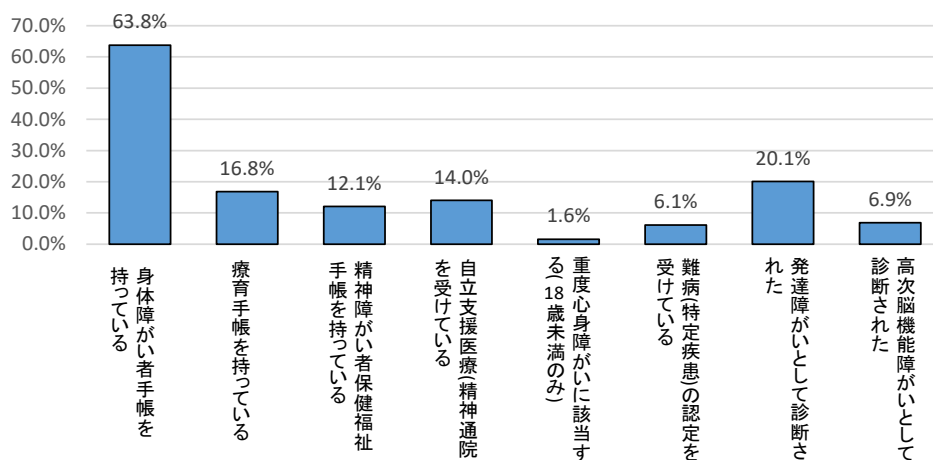


【同居者について】



## ②障がいの種類

回答者の障がいについて、「身体障がい者手帳を持っている」人が63.8%と最も多く、「療育手帳を持っている」人は16.8%、「精神障がい者保健福祉手帳を持っている」人は12.1%となっています。また、「発達障がいとして診断された」人は20.1%となっています。



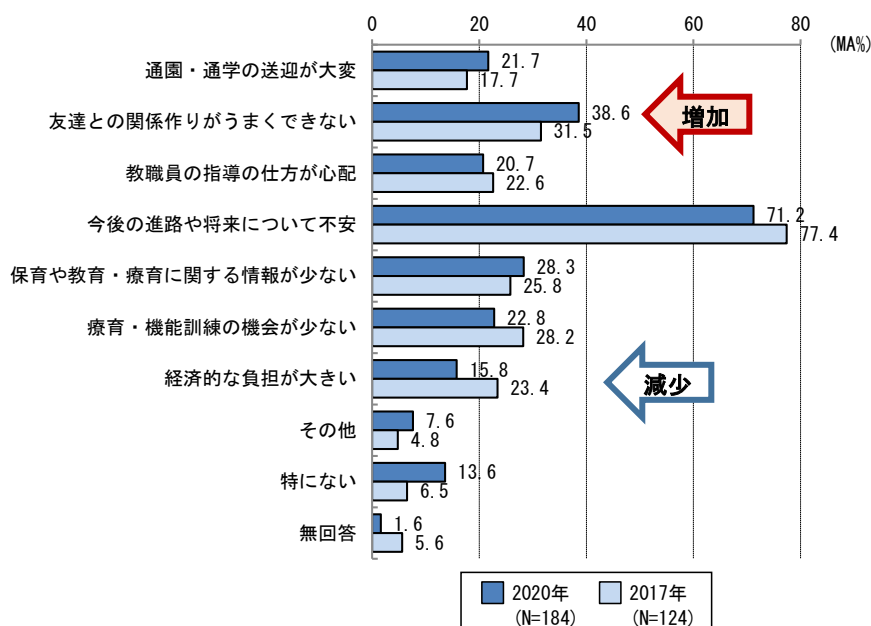
N=1,010

## (3) 主な調査内容

### 1) 療育・教育

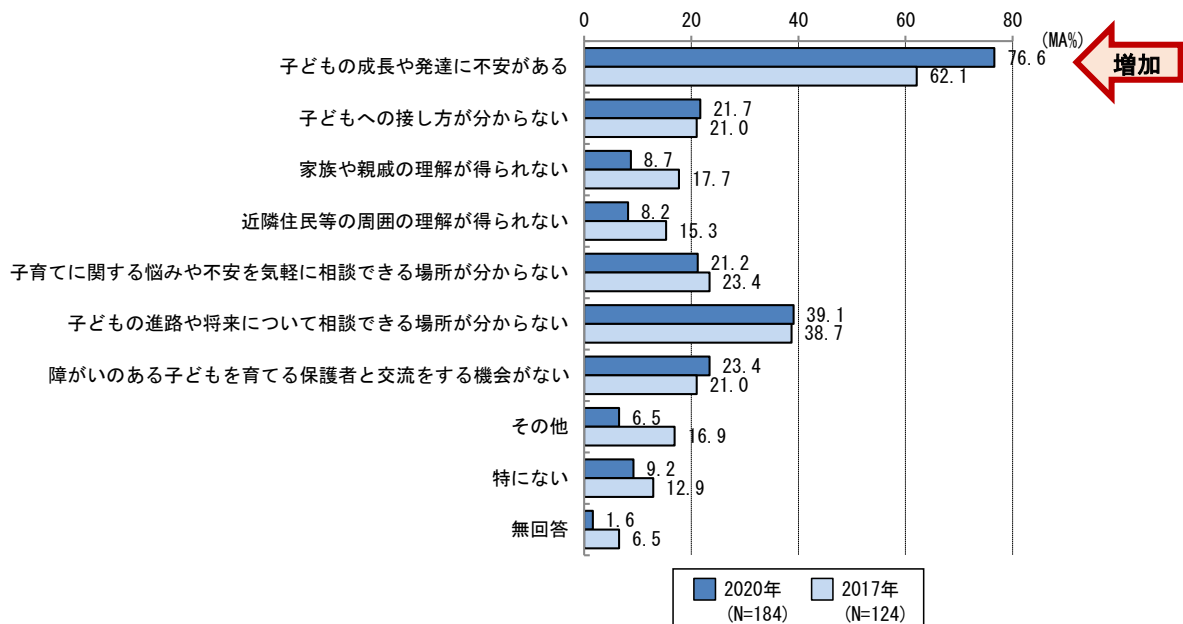
#### ①通園や通学、学校生活で困っていること・心配していること

通園・通学、学校生活に対して、「今後の進路や将来について不安」(71.2%)を抱いている保護者がほとんどとなっています。平成29年(2017年)の調査と比較すると、「経済的な負担が大きい」の回答率が大きく減少しており、教育・保育の無償化による影響と見込まれます。その一方で、「友達との関係づくりがうまくできない」(38.6%)の回答率が増加しています。



## ②子どもを育てるうえで、これまでに困ったことや現在困っていること

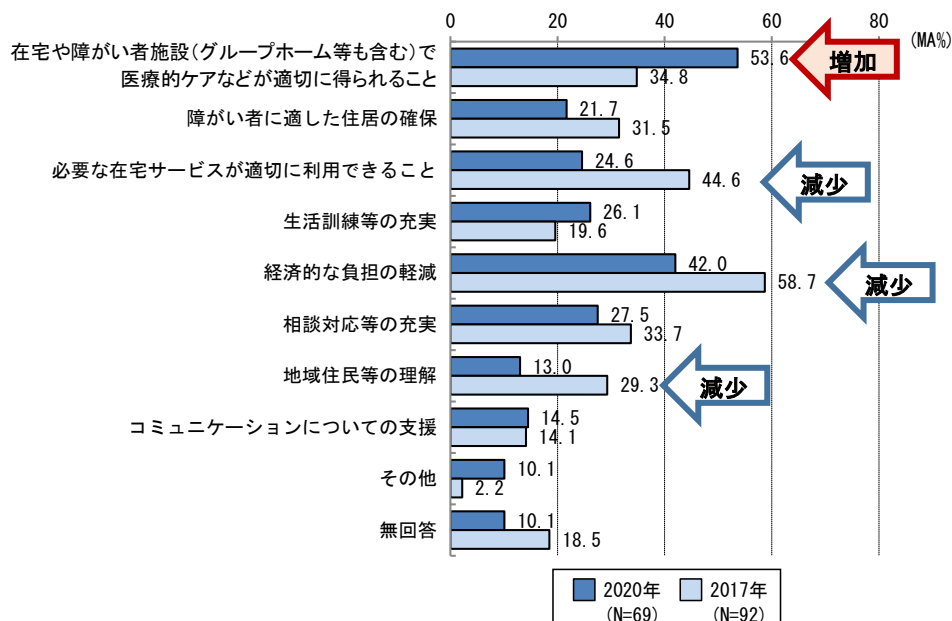
「子どもの成長や発達に不安がある」(76.6%)と感じている保護者が多く、平成 29 年(2017 年)に比べると 14.5 ポイントも回答率が増加しており、子どもの成長や発達への悩みを抱く保護者が増加していることが推察されます。



## 2) 地域生活

### ①希望する暮らしを送るための支援

住まいや暮らしについて、今回のアンケート調査の回答として、家族や親族と一緒に暮らしている人が、高い割合を占め、今後 3 年以内の生活として、今のままの生活を希望する人が半数を占めていました。この希望する暮らしを送るために必要な支援として、「在宅や障がい者施設(グループホーム等を含む)で医療的ケアなど」の支援があればよいと思う人が、53.6%と半数以上を占めています。平成 29 年(2017 年)の調査に比べて「経済的な負担の軽減」や「地域住民の理解」「必要な在宅サービスが適切に利用できること」などの回答率が減少し、「在宅や障がい者施設(グループホーム等も含む)で医療的ケアなど」の支援が重視されています。



## ②外出するときに困ること

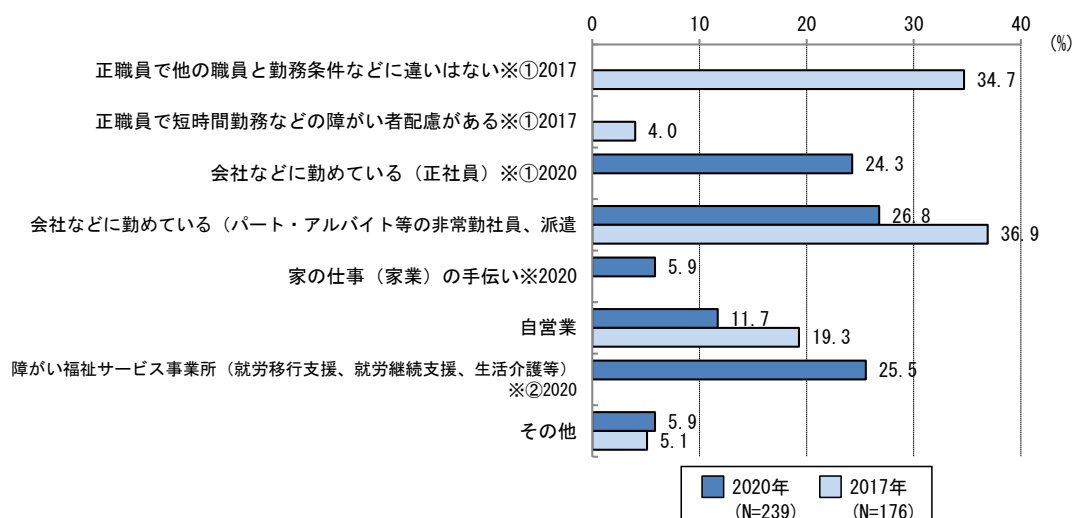
外出に困ることは、障がい種別によって傾向が異なり、身体障がい、難病（特定疾患）、高次脳機能障がいのある人は、「道路や駅に階段や段差が多い」や「列車やバスの乗り継ぎが困難」を挙げています。一方で、知的障がい、精神障がい、自立支援医療（精神通院）、発達障がいのある人は「困った時にどうすればいいのか心配」を挙げています。

| 障がい種別        | 回答者数 | 1位                      | 2位                                       | 3位                                   |
|--------------|------|-------------------------|--|--------------------------------------|
| 身体障がい        | 644  | 道路や駅に階段や段差が多い（26.9%）    | 公共交通機関が少ない（19.3%）                        | 列車やバスの乗り降りが困難（17.5%）                 |
| 知的障がい        | 170  | 困った時にどうすればいいのか心配（31.8%） | 切符の買い方や乗換の方法がわかりにくい（23.5%）               | 周囲の目が気になる（18.2%）                     |
| 精神障がい        | 122  | 困った時にどうすればいいのか心配（32.0%） | 外出に交通費等のお金がかかる（23.0%）                    | その他（19.7%）                           |
| 自立支援医療（精神通院） | 141  | 困った時にどうすればいいのか心配（28.4%） | 外出に交通費等のお金がかかる<br>発作など突然の身体の変化が心配（18.4%） |                                      |
| 難病（特定疾患）     | 62   | 道路や駅に階段や段差が多い（27.4%）    | 列車やバスの乗り降りが困難（25.8%）                     | 公共交通機関が少ない<br>発作など突然の身体の変化が心配（22.6%） |
| 発達障がい        | 203  | 困った時にどうすればいいのか心配（28.1%） | 周囲の目が気になる（18.7%）                         | その他（15.3%）                           |
| 高次脳機能障がい     | 70   | 列車やバスの乗り降りが困難（30.0%）    | 道路や駅に階段や段差が多い（25.7%）                     | 外出先の建物の設備が不便（通路、トイレ、エレベーターなど）（21.4%） |

## 3) 就労

### ①就労状況

平成29年（2017年）と令和2年（2020年）の調査で選択肢が異なりますが、正社員と非常勤社員、派遣に関わらず、「会社などに勤めている人」は、令和2年（2020年）では減少し、「障がい福祉サービス事業所」で働いている人が25.5%となっています。



※①2017・・・2017年の調査時のみ選択肢あり

※②2020・・・2020年の調査時のみ選択肢あり

## ②就労で必要な支援

就労で必要な支援は障がい種別に関わらず、「職場の障がい者理解」が最も求められています。

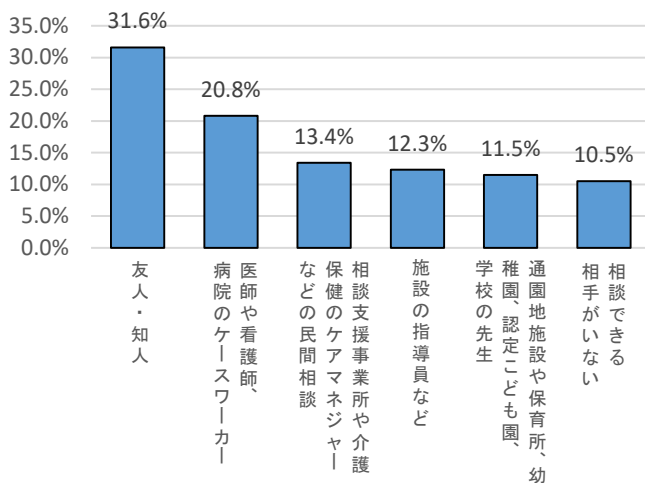
| 障がい種別         | 回答者数 | 1位                        | 2位  | 3位   |
|---------------|------|---------------------------|---|--|
| 身体障がい         | 644  | 職場の障がい者理解 (28.9%)         | 短時間勤務や勤務日数などの配慮 (23.3%)                         | 通勤手段の確保 (22.7%)                              |
| 知的障がい         | 170  | 職場の障がい者理解 (55.9%)         | 作業のやり方や職場環境についての助言や指導 (52.9%)                   | 障がいに応じた就労訓練 (45.3%)                          |
| 精神障がい         | 122  | 職場の障がい者理解 (55.7%)         | 短時間勤務や勤務日数などの配慮<br>就労後のフォローなど職場と支援機関の連携 (36.9%) |  |
| 自立支援医療 (精神通院) | 141  | 職場の障がい者理解 (49.6%)         | 短時間勤務や勤務日数などの配慮 (33.3%)                         | 作業のやり方や職場環境についての助言や指導 (32.6%)                |
| 難病 (特定疾患)     | 62   | 職場の障がい者理解・通勤手段の確保 (29.0%) |   | 短時間勤務や勤務日数などの配慮・就労後のフォローなど職場と支援機関の連携 (22.6%) |
| 発達障がい         | 203  | 職場の障がい者理解 (58.6%)         | 作業のやり方や職場環境についての助言や指導 (51.2%)                   | 就労後のフォローなど職場と支援機関の連携 (44.3%)                 |
| 高次脳機能障がい      | 70   | 職場の障がい者理解 (31.4%)         | 通勤手段の確保 (25.7%)                                 | 短時間勤務や勤務日数などの配慮 (21.4%)                      |

## 4) 相談先・情報入手先

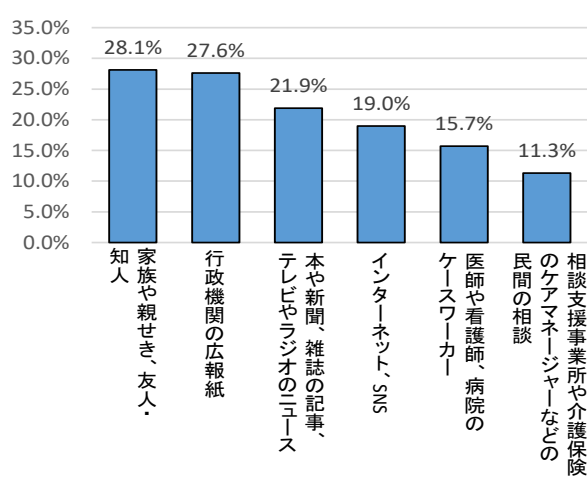
家族や親せき以外の悩みや困ったことの相談先は、「友人・知人」(31.6%)や「医師や看護師、病院のケースワーカー」(20.8%)が高い一方で、「相談できる相手がいない」人が10.5%となっています。

福祉サービスの情報は主に、「家族や親せき、友人・知人」や「行政機関の広報紙」が活用されています。

【家族や親せき以外の相談先 (上位6つ)】



【福祉サービスの情報の入手先 (上位6つ)】

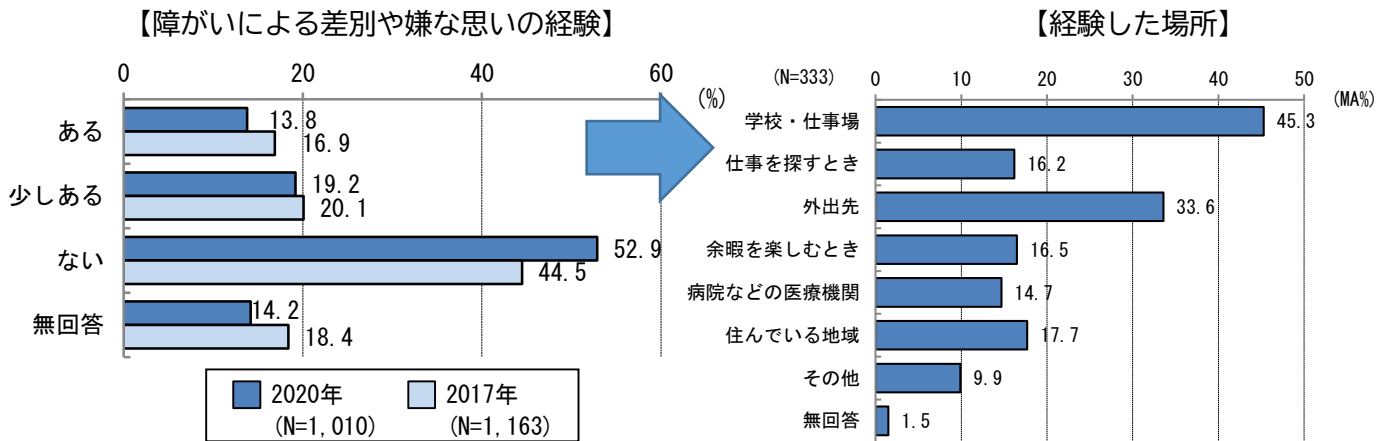


## 5) 障がい理解・権利擁護

### ①差別の経験

障がいがあることで差別や嫌な思いをしたことが「少しある」人は 19.2%、「ある」人は 13.8%と、33.0%の人が差別や嫌な思いを経験しています。平成 29 年（2017 年）の調査に比べて「ない」と回答した人が 52.9%と 8.4 ポイント増加しています。

差別や嫌な思いを経験した場所は、主に「学校・仕事場」（45.3%）と「外出先」（33.6%）です。

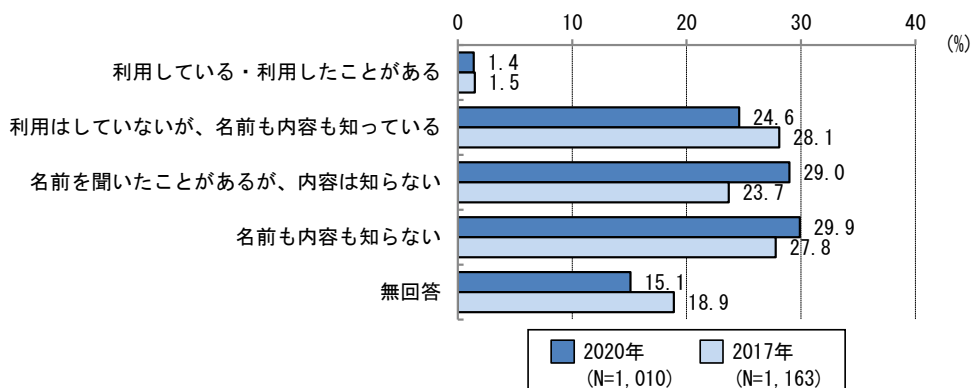


### ②成年後見制度

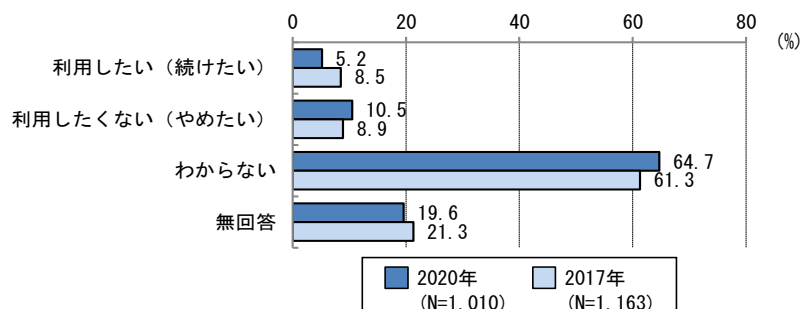
成年後見制度について、「名前も内容も知らない」と答えた人が約 3 割と最も多く、平成 29 年（2017 年）の調査よりも「名前を聞いたことがあるが、内容は知らない」が 5.3 ポイント、「名前も内容も知らない」が 2.1 ポイント増加し、認知度が低下しています。

また、利用希望についても「わからない」が 64.7%と半数を占めています。

#### 【成年後見制度の認知度】



#### 【成年後見制度の利用希望】



## 6) サービス

### ①サービスの利用状況・利用希望

#### 【年齢別】

18歳未満の人は、「放課後等デイサービス」の利用率が高く、また、今後3年間に新たに利用したいサービスも「放課後等デイサービス」の希望が高くなっています。

18歳から64歳の人は、現在「就労継続支援B型」(27.2%)の利用率が高く、今後3年間には新たに「就労移行支援」や「就労継続支援A型」の希望が高いなど、就労に関するサービスの利用が多くなっています。

65歳以上の人は、現在「施設入所支援」の利用が13.6%となっており、また、今後3年間に新たに利用したいサービスも「施設入所支援」が19.5%となっています。

#### 【現在利用しているサービス】

| 年齢別    | 回答者数 | 1位                        | 2位             | 3位                            |
|--------|------|---------------------------|----------------|-------------------------------|
| 18歳未満  | 138  | 放課後等デイサービス (60.1%)        | 児童発達支援 (47.8%) | 保育所等訪問支援 (7.2%)               |
| 18～64歳 | 103  | 就労継続支援B型 (27.2%)          | 短期入所 (24.3%)   | 生活介護 (20.4%)                  |
| 65歳以上  | 110  | 施設入所支援・日常生活用具給付事業 (13.6%) |                | 居宅介護<br>短期入所(ショートステイ) (12.7%) |

※無回答者を集計から除く

#### 【今後、3年間に新たに利用したいサービス】

| 年齢別    | 回答者数 | 1位                    | 2位                      | 3位             |
|--------|------|-----------------------|-------------------------|----------------|
| 18歳未満  | 61   | 放課後等デイサービス (55.7%)    | 行動援護 (13.1%)            | 就労移行支援 (11.5%) |
| 18～64歳 | 69   | 就労移行支援 (18.8%)        | 就労継続支援A型・移動支援事業 (17.4%) |                |
| 65歳以上  | 87   | 短期入所(ショートステイ) (25.3%) | 居宅介護 (24.1%)            | 施設入所支援 (19.5%) |

※無回答者を集計から除く

#### 【障がい種別】

身体障がいの人は、現在「日常生活用具給付等事業」の利用率が高く、また、今後3年間に新たに利用したいサービスは「居宅介護」が高くなっています。

知的障がいの人は、現在「放課後等デイサービス」の利用率が高く、また、今後3年間に新たに利用したいサービスは「短期入所(ショートステイ)」が高くなっています。

精神障がいの人は、現在「就労継続支援B型」の利用率が高く、また、今後3年間に新たに利用したいサービスについても「就労移行支援」など、就労についてのサービスを利用したいとされる回答が多くなっています。



【現在利用しているサービス】

| 障がい種別 | 回答者数 | 1位                  | 2位                          | 3位                         |
|-------|------|---------------------|-----------------------------|----------------------------|
| 身体障がい | 136  | 日常生活用具給付等事業 (16.2%) | 居宅介護・短期入所 (ショートステイ) (14.0%) |                            |
| 知的障がい | 117  | 放課後等デイサービス (39.3%)  | 短期入所 (ショートステイ) (26.5%)      | 移動支援事業・日中一時支援事業 (18.8%)    |
| 精神障がい | 46   | 就労継続支援B型 (26.1%)    | 就労継続支援A型 (10.9%)            | 生活介護・短期入所 (ショートステイ) (8.7%) |

※無回答者を集計から除く

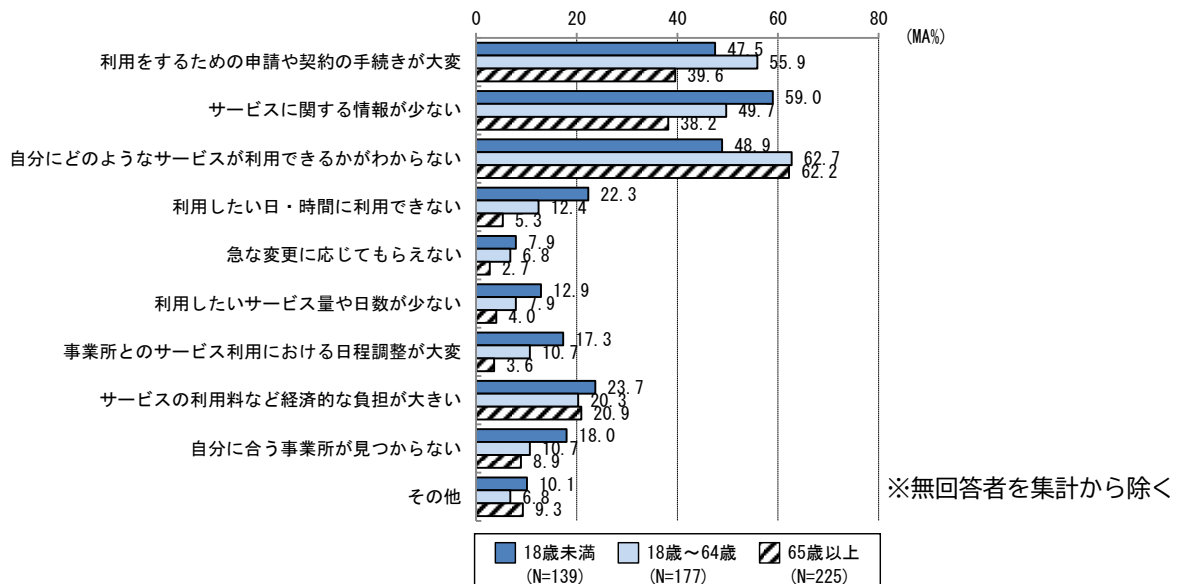
【今後、3年間に新たに利用したいサービス】

| 障がい種別 | 回答者数 | 1位                     | 2位                            | 3位                                   |
|-------|------|------------------------|-------------------------------|--------------------------------------|
| 身体障がい | 136  | 居宅介護 (23.1%)           | 短期入所 (ショートステイ) (21.2%)        | 施設入所支援 (17.3%)                       |
| 知的障がい | 117  | 短期入所 (ショートステイ) (18.8%) | 行動援護・共同生活援助 (グループホーム) (15.6%) |                                      |
| 精神障がい | 46   | 就労移行支援 (22.2%)         | 就労定着支援 (19.4%)                | 行動援護・就労継続支援A型・短期入所 (ショートステイ) (16.7%) |

※無回答者を集計から除く

②サービスの利用で不便なこと

サービスの利用にあたり、不便なことは年齢に関わらず「自分にどのようなサービスが利用できるかがわからない」「サービスに関する情報が少ない」「利用をするための申請や契約の手続きが大変」の回答率が高くなっています。



※無回答者を集計から除く

#### (4) アンケート結果からわかる課題点

##### ①療育・教育

- ・通園や通学、学校生活に関して、「今後の進路や将来について不安」を7割以上の人を感じており、また、子育てに関しては「子どもの成長や発達に不安がある」が76.6%と3年前より14.5ポイント増加するなど、障がいのある児童の保護者の不安感が大きいことが推察されます。

##### ②外出

- ・外出するときに困ることとして、知的障がい、精神障がい、自立支援医療（精神通院）、発達障がいの人が共通して、「困った時にどうすればいいのか心配」という意見が最も多くなっています。そのため、障がいのある人の外出に関して、ハード面の整備だけでなく、周囲の人が手助けできる環境づくりも重要です。

##### ③就労

- ・障がいのある人の就労に関して、どの障がいにおいても「職場の障がい者理解」が最も求められており、企業等での障がいへの理解促進が必要とされています。

##### ④差別・権利擁護

- ・障がいを原因とした差別や嫌な思いを全体で3割以上の人を経験していますが、3年前と比べると割合がやや減少しています。学校・仕事場や外出先で差別等の経験をしていることが多いことから、それらの場所で差別解消のための障がいへの理解促進の取組が必要です。
- ・成年後見制度の名前や内容を知らない人が多いため、今後の利用希望を「わからない」とする人が多く、成年後見制度の周知が必要です。

##### ⑤サービス利用

- ・サービスの利用希望として、18歳から64歳では就労移行支援や就労継続支援といった就労関係のサービス、65歳以上では短期入所や居宅介護といった地域での生活に関するサービスの希望が多い傾向にあります。
- ・短期入所については、他のサービスと比べると障がいの種別による差は小さく、全体的に今後利用したいとされる回答が多くなっています。介護者の高齢化に伴い、利用を希望される方が多くなり、今後サービスが増加していくものと思われます。
- ・精神障がいのある人は、現在のサービス利用が就労継続支援（A・B型）である一方、今後の利用希望が就労移行支援や就労定着支援であり、一般就労への移行の希望が高いことが推察されます。

### 第3章 成果目標値の設定

障がい福祉サービス等の提供体制の確保に関する事項について、国の基本指針に基づき、「第5期香芝市障がい福祉計画、及び第1期香芝市障がい児福祉計画」の達成状況と、「第6期香芝市障がい福祉計画、及び第2期香芝市障がい児福祉計画」の成果目標値の設定を行います。

#### 1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

国の基本指針では、令和2年度末時点における福祉施設に入所している障がい者（福祉施設入所者）の内、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホーム、一般住宅等、地域に移行する人数の目標値を設定しています。

##### 【第5期計画の達成状況】

| 項目                | 第5期計画  |           |
|-------------------|--|-----------|
|                   | 目標値（令和2年度）                                     | 実績（令和2年度） |
| 福祉施設の入所者の地域生活への移行 | 平成28年度末までの累計（平成29年3月31日時点の福祉施設入所者数49人）の5%以上：5人 | 3人        |
| 福祉施設入所者数の削減数      | 平成28年度末までの累計（平成29年3月31日時点の福祉施設入所者数49人）の2%以上：2人 | 0人        |

##### 【第6期計画の成果目標値の設定】

令和5年度末における目標値については、令和元年度末時点の福祉施設入所者数の6%以上を地域に移行することとし、これに合わせて施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減することを基本としています。

##### ①地域生活への移行者数

国の方針に基づくとともに、これまでの実績及び現状から、令和5年度末までに令和元年度末時点の施設入所者56人の6%（4人）と、令和元年度までの未達成分の2人を加味した6人が地域生活へ移行することを目標値として設定します。

##### ②施設入所者数の削減

地域移行者や新たに施設入所が見込まれる人数などを踏まえ、令和5年度末までに令和2年度時点の施設入所者から1.6%（1人）と、令和元年度末までの未達成分の2人を加味した3人の削減を目標値として設定します。

| 項目                      | 目標値 |
|-------------------------|-----|
| 地域生活への移行者数（令和5年度末時点）    | 6人  |
| 福祉施設入所者の削減見込み（令和5年度末時点） | 3人  |
| <参考>福祉施設入所者数（令和元年度末時点）  | 56人 |

## 2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がい者が地域の一員として、安心して自分らしい暮らしをすることができるように、個々の退院支援に関して取り組みを行ってきました。今後は、保健所とも連携を行いながら、3市1町（大和高田市、葛城市、広陵町、香芝市）自立支援協議会において、各自治体の地域移行対象者について、退院に向けた対応における情報共有の場を含めた保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置に向けた検討を行っていきます。設置後は、精神障がい者の地域定着に向けて、関係機関との連携強化を図りながら、必要に応じて福祉サービスを積極的に活用し、支援を行っていきます。

### 【第5期計画の達成状況】

| 項目                    | 第5期計画          |               |
|-----------------------|----------------|---------------|
|                       | 目標値<br>(令和2年度) | 実績<br>(令和2年度) |
| 保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置 | 1箇所            | 無             |

### 【第6期計画の成果目標値の設定】

| 項目                              | 目標値 |
|---------------------------------|-----|
| 保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置の開催回数      | 2回  |
| 保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置への関係者の参加者数 | 20人 |

## 3 地域生活支援拠点等の整備

国の基本指針では、地域生活支援拠点等について、障がい者の在宅での生活を支えるために、①緊急時の受入れ・対応、②相談、③体験の機会・場、④専門的人材の確保・養成、⑤地域の体制づくりの5つの機能を備えたものを各市町村又は各圏域に少なくとも1つを整備することとしています。

本市では、「第5期障がい福祉計画」において、入所・入院中の障がい者が共同生活援助等、地域に移行する際の、1人暮らしの体験の機会・場を提供する機能のほか、自宅で生活する障がい者の介護者の急病、入院等に伴う緊急的な短期入所の機能などを持つ、地域生活支援拠点等の整備に向けた協議を、3市1町自立支援協議会において進めてきました。第6期計画においても引き続き協議を行い、令和5年度末までに1箇所の整備を目指し、協議会で運用状況を年1回以上検証・検討します。

### 【第5期計画の達成状況】

| 項目           | 第5期計画       |            |
|--------------|-------------|------------|
|              | 目標値 (令和2年度) | 実績 (令和2年度) |
| 地域生活支援拠点等を整備 | 1箇所         | 無          |

### 【第6期計画の成果目標値の設定】

| 項目               | 目標値  |
|------------------|------|
| 地域生活支援拠点等        | 1箇所  |
| 運用状況の検証・検討 (回/年) | 1回以上 |

#### 4 福祉施設からの一般就労への移行等

国の基本指針では、福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業）を通じて、一般就労に移行する者の目標値を設定しています。

##### 【第5期計画の達成状況】

| 項目                   | 第5期計画の目標                             |
|----------------------|--------------------------------------|
| 福祉施設から一般就労への移行       | 平成28年度の一般就労への移行実績の1.5倍以上             |
| 就労移行支援事業の利用者数        | 平成28年度末における利用者数の2割以上増加               |
| 就労移行支援事業所ごとの就労移行率    | 就労移行率が3割以上の事業所を就労移行支援事業所全体の5割以上      |
| 就労定着支援事業による1年後の職場定着率 | 就労定着支援事業による支援を開始した時点から一年後の職場定着率を8割以上 |

| 項目                     | 第5期計画          |               |
|------------------------|----------------|---------------|
|                        | 目標値<br>(令和2年度) | 実績<br>(令和2年度) |
| 福祉施設から一般就労への移行者数       | 5人             | 11人           |
| 就労移行支援事業利用者数           | 21人            | 28人           |
| 就労移行率3割以上の就労移行支援事業所の割合 | 全体の5割以上        | 無             |
| 就労定着支援事業による1年後の職場定着率   | 8割以上           | 100%          |

##### 【第6期計画の成果目標値の設定】

国の基本指針に基づき、就労移行支援事業などの実績を踏まえ、令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労へ移行する者の数を、令和元年度の移行実績の1.27倍以上とすることを目標とします。また、令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用すること、および、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを目標とします。

一般就労へ移行者数の内訳として、就労移行支援事業は令和元年度の一般就労への移行実績の1.30倍以上、就労継続支援A型事業は令和元年度の一般就労への移行実績の1.26倍以上、就労継続支援B型事業は令和元年度の一般就労への移行実績の1.23倍以上としています。

| 項目                   | 令和元年度実績 | 目標値<br>(令和5年度) |
|----------------------|---------|----------------|
| 一般就労への移行者数           | 11人     | 15人            |
| (内訳) 就労移行支援からの一般就労者数 | 5人      | 7人             |
| 就労継続支援A型からの一般就労者数    | 3人      | 4人             |
| 就労継続支援B型からの一般就労者数    | 3人      | 4人             |

## 5 障がい児支援の提供体制の整備等

障がい児については、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図り、切れ目のない支援体制の構築が重要となっています。国の基本指針に基づき下記の目標値の設定を行い、支援を行うものとします。

### ①児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実

児童発達支援センターについては、圏域内で1箇所指定されている状況です。また、保育所等訪問支援については、市内に整備されている状況となっており、利用者に対し実情に応じた対応が行えるように、利用体制について引き続き施設との連携を図っていきます。

### ②重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所や放課後等デイサービスの確保

重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所が圏域内で各1箇所整備されている状況となっており、引き続き同施設について、支援者の利用希望に対応できるよう連携を図っていきます。

### ③医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及び医療的ケア児等に関するコーディネーターの設置

個別ケースにおける協議の場はあるものの、他分野における支援の協議の場については未設置であるため、関係機関が連携をし、適切な支援の提供につなげることができるとの協議の場の設置に向けて、3市1町自立支援協議会において検討を進めていきます。また、医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置を行うことを目指していきます。

#### 【第5期計画の達成状況】

| 項目                           | 第5期計画   |           |
|------------------------------|---|-----------|
|                              | 目標値（令和2年度）  | 実績（令和2年度） |
| 児童発達支援センターの設置                | 児童発達支援センターを利用できる体制の構築について検討                       | 有         |
| 保育所等訪問支援の充実                  | 保育所等訪問支援を利用できる体制の構築について検討                         | 有         |
| 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所     | 少なくとも1箇所以上確保                                      | 有         |
| 主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所 | 少なくとも1箇所以上確保                                      | 有         |
| 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置     | 令和2年度末までに保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置 | 無         |

#### 【第6期計画の成果目標値の設定】

| 項目                             | 目標値（令和5年度） |
|--------------------------------|------------|
| 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置       | 1箇所        |
| 医療的ケア児に対する関連分野を調整するコーディネーターの配置 | 1人         |

## 6 相談支援体制の充実・強化等

国の方針では、令和5年度末までに、市内、又は圏域において相談支援体制充実・強化等に向けた取り組みの実施体制を確保することとなっています。

障がい分野だけでなく、他分野との連携や、切れ目のない相談体制の構築が求められている中、3市1町自立支援協議会や本市が行っている相談支援連絡会を通じて、情報の共有や課題等について整理し、障がいの種別や各種ニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援体制の充実・強化について検討していきます。また、相談支援事業者に対する訪問等による指導や助言、本市における相談支援連絡会等を利用し、事業所との連携強化、また国や県などが実施する研修等についての情報提供を行うとともに、人材育成等の支援の更なる強化・充実を行っていくことを目標とします。

### 【第6期計画の成果目標値の設定】

| 項目  | 目標値     |
|---|---------|
| 3市1町自立支援協議会や、市が行っている相談支援連絡会を活用し、情報共有や課題の整理を行い、様々なニーズに対応できる、総合的・専門的な相談支援の実施の有無 | 実施の有無：有 |
| 地域の相談機関との連携強化の取組として、地域の相談支援事業者への訪問等による専門的な指導・助言、及び研修等による人材育成の支援などの実施の有無       | 実施の有無：有 |

## 7 障がい福祉サービスの質を向上させるための取組

国の方針に基づき、国や県等が実施する、障がい福祉サービス等の各種研修や勉強会に、市職員が積極的に参加して知識の向上を図ります。また障がい者自立支援審査支払等システム等を活用しながら、事業所が行う請求の過誤を減少させるために説明会を実施するなど、指導や支援の強化を図り事業所の質の向上に努めていきます。

### 【第6期計画の成果目標値の設定】

| 項目  | 目標値     |
|---|---------|
| 都道府県が市町村職員に対して実施する研修の参加人数   | 2人      |
| 障がい者自立支援審査支払等システム等での審査結果を分析し、その結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無、及びそれに基づく実施回数 | 体制の有無：有 |
|   | 実施回数：2回 |
| 奈良県等が実施する指定障がい福祉サービス事業者、及び指定障がい児通所支援事業者等に対する指導監査の適正な実施                  | 1回      |

## 第4章 障がい福祉サービスの体系

「障がい者総合支援法」では、身体障がい、知的障がい、精神障がいといった障がい種別ごとではなく、一元的に福祉サービスが提供される仕組みとなっており、障がいのある人の障がい程度や勘案すべき事項を踏まえ、個別に支給決定が行われる「自立支援給付」と、地域の状況に応じて市町村の創意工夫により、利用者の状態に応じて柔軟に実施できる「地域生活支援事業」に大別されます。

自立支援給付は、介護の支援を受けるための「介護給付」、訓練等の支援を受けるための「訓練等給付」、更生医療、育成医療、精神通院医療の「自立支援医療」、補装具を購入する費用を支給する「補装具費」に分かれます。

地域生活支援事業は、市が実施主体となる法定化された事業であり、「相談支援事業」「成年後見制度支援事業」「意思疎通支援事業」「日常生活用具給付事業」「移動支援事業」「手話奉仕員養成研修事業」「地域活動支援センター事業」が必須事業とされており、その他の事業は市町村の判断により実施する事業となっています。

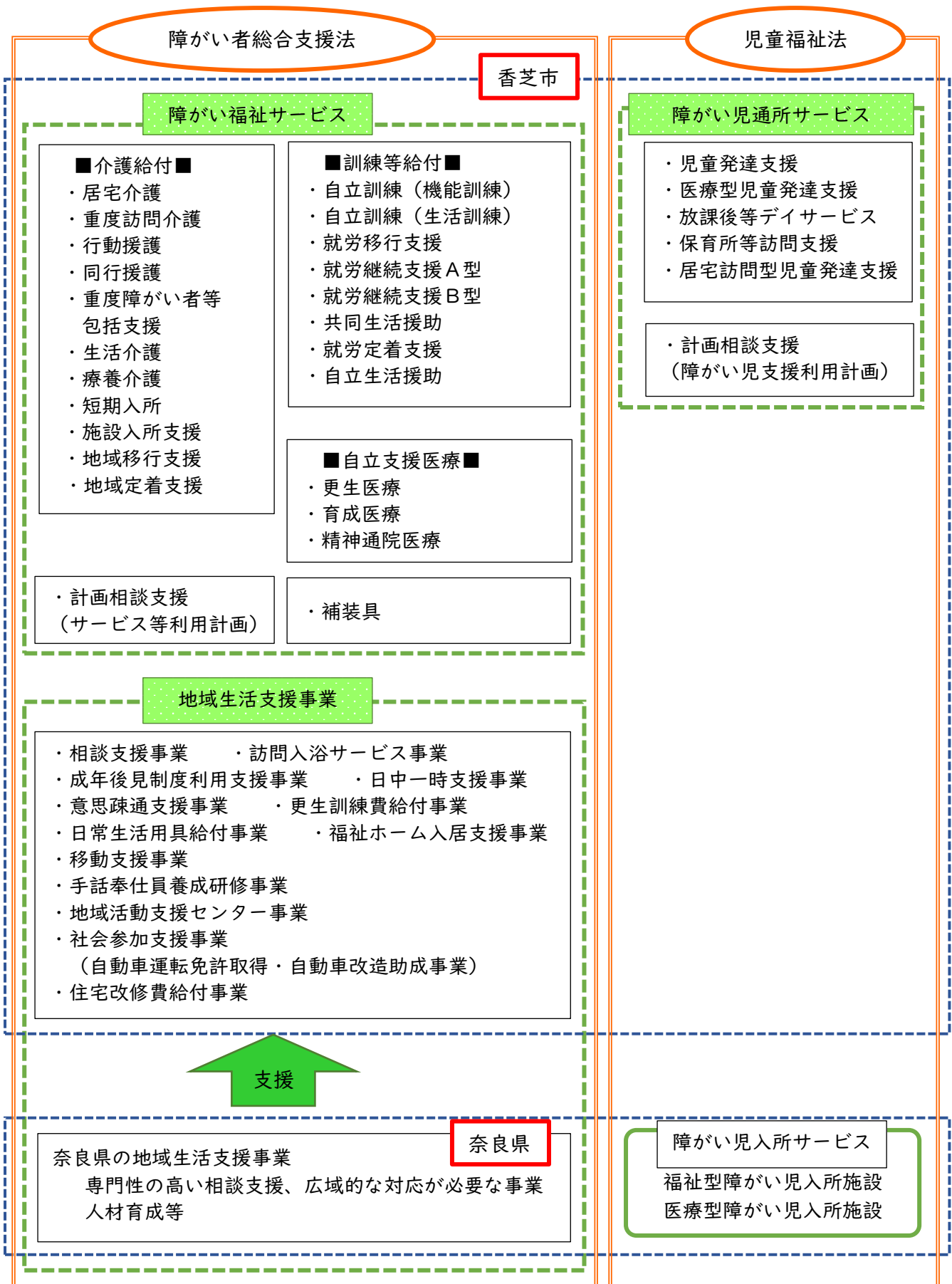
平成 22 年には、「障がい者自立支援法」の一部が改正され、障がい者の福祉サービスについて、平成 23 年 10 月より「介護給付」の中に視覚障がい者の移動支援を行う「同行援護」が創設されました。また、平成 24 年 4 月には、支給決定のプロセスの見直し、自立支援協議会など相談支援体制の充実が図られたほか、障がい児支援について、障がい種別ごとに分かれた施策体系を、通所・入所の利用形態の別により、一元化が図られ、市町村は通所サービスの実施主体となるように定められました。

その後、平成 25 年 4 月の「障がい者総合支援法」の施行により、地域社会における共生を実現するため、社会的障壁の除去に向けた地域社会側への働きかけの強化（理解促進研修・啓発事業）、地域における自発的な取り組みの支援（自発的活動支援事業）、成年後見制度の利用促進（成年後見制度法人後見支援事業）及び意思疎通支援の強化（意思疎通支援事業、手話奉仕員養成研修事業、専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業、同派遣事業及び意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整事業）に係る事業が必須事業として位置づけられることとなりました。

さらに、平成 30 年 4 月には、「障がい者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律」が施行されました。「自立生活援助」「就労定着支援」「居宅訪問型児童発達支援」などのサービスが新設されたほか、障がい児福祉計画の策定が義務づけられるなど、「障がい者の望む地域生活の支援」「障がい児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応」「サービスの質の確保・向上に向けた環境整備」を柱としています。



【香芝市の障がい福祉サービス体系】



障がい者総合支援法

児童福祉法

香芝市

障がい福祉サービス

障がい児通所サービス

■介護給付■

- ・ 居宅介護
- ・ 重度訪問介護
- ・ 行動援護
- ・ 同行援護
- ・ 重度障がい者等包括支援
- ・ 生活介護
- ・ 療養介護
- ・ 短期入所
- ・ 施設入所支援
- ・ 地域移行支援
- ・ 地域定着支援

■訓練等給付■

- ・ 自立訓練（機能訓練）
- ・ 自立訓練（生活訓練）
- ・ 就労移行支援
- ・ 就労継続支援A型
- ・ 就労継続支援B型
- ・ 共同生活援助
- ・ 就労定着支援
- ・ 自立生活援助

■自立支援医療■

- ・ 更生医療
- ・ 育成医療
- ・ 精神通院医療

- ・ 計画相談支援（サービス等利用計画）

- ・ 補装具

- ・ 児童発達支援
- ・ 医療型児童発達支援
- ・ 放課後等デイサービス
- ・ 保育所等訪問支援
- ・ 居宅訪問型児童発達支援

- ・ 計画相談支援（障がい児支援利用計画）

地域生活支援事業

- ・ 相談支援事業
- ・ 訪問入浴サービス事業
- ・ 成年後見制度利用支援事業
- ・ 日中一時支援事業
- ・ 意思疎通支援事業
- ・ 更生訓練費給付事業
- ・ 日常生活用具給付事業
- ・ 福祉ホーム入居支援事業
- ・ 移動支援事業
- ・ 手話奉仕員養成研修事業
- ・ 地域活動支援センター事業
- ・ 社会参加支援事業（自動車運転免許取得・自動車改造助成事業）
- ・ 住宅改修費給付事業

支援

奈良県の地域生活支援事業

専門性の高い相談支援、広域的な対応が必要な事業  
人材育成等

奈良県

障がい児入所サービス

福祉型障がい児入所施設  
医療型障がい児入所施設

## 第5章 障がい福祉サービス等見込量と確保の方策

第5期香芝市障がい福祉計画に示した、障がい福祉サービス自立支援給付と地域生活支援事業の各サービスについて、実績数値を把握し、見込みと実績について評価をし、第6期障がい福祉計画の見込量とサービス確保の方策を示します。

### 1 訪問系サービス

#### 1) 訪問系サービスの内容

| サービス名            | 実施内容   |
|------------------|--|
| 居宅介護<br>(ホームヘルプ) | 入浴・排泄・食事の介護など、在宅生活における介護サービスを行います。                                     |
| 重度訪問介護           | 重度の肢体不自由であって、常に介護を必要とする人に対し、入浴・排泄・食事の介護及び移動の介護等を総合的に行います。              |
| 行動援護             | 著しい行動障がいを有する知的障がい者・精神障がい者で、常に介護を必要とする人に対し、移動の介護、危険の回避のための援護などの支援を行います。 |
| 同行援護             | 視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者などに外出において同行し、移動に必要な情報提供をするとともに、移動の援護などを行います。  |
| 重度障がい者等包括支援      | 常に介護を必要とする障がいのある人であって、その必要度が著しく高い人に対し、居宅介護などの障がい福祉サービスを包括的に提供します。      |

## 2) 第5期計画の進捗状況と利用状況

### ■訪問系サービスの進捗状況

(月平均)

| 項目／年度       |     | 単位 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 |
|-------------|-----|----|--------|-------|-------|
| 居宅介護        | 見込み | 時間 | 1,320  | 1,399 | 1,483 |
|             |     | 人  | 92     | 102   | 112   |
|             | 実績  | 時間 | 1,494  | 1,442 | 1,455 |
|             |     | 人  | 82     | 86    | 87    |
| 重度訪問介護      | 見込み | 時間 | 1,738  | 1,764 | 1,890 |
|             |     | 人  | 13     | 14    | 15    |
|             | 実績  | 時間 | 1,373  | 1,082 | 917   |
|             |     | 人  | 10     | 9     | 8     |
| 行動援護        | 見込み | 時間 | 798    | 882   | 966   |
|             |     | 人  | 38     | 42    | 46    |
|             | 実績  | 時間 | 807    | 814   | 710   |
|             |     | 人  | 36     | 35    | 33    |
| 同行援護        | 見込み | 時間 | 342    | 342   | 342   |
|             |     | 人  | 15     | 15    | 15    |
|             | 実績  | 時間 | 349    | 368   | 324   |
|             |     | 人  | 14     | 15    | 13    |
| 重度障がい者等包括支援 | 見込み | 時間 | 0      | 0     | 0     |
|             |     | 人  | 0      | 0     | 0     |
|             | 実績  | 時間 | 0      | 0     | 0     |
|             |     | 人  | 0      | 0     | 0     |

※令和2年度の数値は4月～8月の利用実績を1月当たりに換算して算出

### ■訪問系サービスの利用状況

- ・居宅介護については、利用者数が見込みの数値よりは低いものの、増加傾向にあります。時間数については令和元年度に減少していますが、令和2年度では増加しており、見込みに近い数値になるものと考えます。
- ・重度訪問介護については、平成30年度よりヘルパーによる訪問先が居宅だけでなく、医療機関にも拡大されたことから、増加することを見込んでいましたが、利用には結び付かず減少しています。
- ・行動援護については、平成30年度から令和元年度で見込みとは異なり、ほぼ横ばいとなっています。
- ・同行援護については、利用者数の増減により実績時間数の増減が見られます。
- ・重度障がい者等包括支援については、該当者及び利用ニーズがほとんどなく、利用実績がありませんでした。

### 3) 第6期計画見込量とサービス確保の方策

#### ■訪問系サービスの見込量

(月平均)

| 項目／年度       | 単位 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|-------------|----|-------|-------|-------|
| 居宅介護        | 時間 | 1,503 | 1,570 | 1,653 |
|             | 人  | 90    | 94    | 99    |
| 重度訪問介護      | 時間 | 1,125 | 1,125 | 1,250 |
|             | 人  | 9     | 9     | 10    |
| 行動援護        | 時間 | 806   | 851   | 896   |
|             | 人  | 36    | 38    | 40    |
| 同行援護        | 時間 | 369   | 369   | 394   |
|             | 人  | 15    | 15    | 16    |
| 重度障がい者等包括支援 | 時間 | 0     | 0     | 0     |
|             | 人  | 0     | 0     | 0     |

#### 【サービス見込量の算出について】

- ・訪問系サービスについては、令和2年度の利用がやや減少する見込みとなりますが、障がい者の地域移行、社会参加が進む中、今後についても利用の増加を見込んでいます。
- ・重度障がい者等包括支援については、現状利用者がいないため、必要に応じて対応していくこととします。

#### ■訪問系サービス確保の方策

現在、地域で生活を行っている方、また今後において福祉施設から地域生活へ移行する方への支援として重要な訪問系サービスは、重要な役割を担うと考えられることから、個々のニーズに合ったサービスを支援する中で、必要なサービス量の確保に努めていきます。

## 2 日中活動系サービス

### 1) 日中活動系サービスの内容

| サービス名             | 実施内容  |
|-------------------|---|
| 生活介護              | 常に介護を必要とする障がいのある人に対し、主に日中に障がい者支援施設等で行われる入浴・排泄・食事の介護や創作的活動、生活活動の支援を行います。                           |
| 自立訓練<br>(機能訓練)    | 身体障がい者に対し、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、身体機能向上のために必要な訓練を行います。   |
| 自立訓練<br>(生活訓練)    | 知的障がい者・精神障がい者に対し、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、生活能力向上のために必要な訓練を行います。                                  |
| 就労移行支援            | 一般企業への雇用又は在宅就労等が見込まれる障がいのある人であって、就労を希望する人に対し、生活活動等を通じ就労に必要な知識及び能力の向上のために訓練を行います。                  |
| 就労継続支援<br>(A型)    | 通常の事務所に雇用されることが困難な障がいのある人を雇用し、生活活動その他を通じて、その知識・能力の向上のために必要な訓練を行います。                               |
| 就労継続支援<br>(B型)    | 雇用にはいたらないが、雇用に向けより実践的な訓練を必要とする人、再度雇用の場に戻ることを希望する人に対し、就労の機会を提供するとともに、その知識・能力の向上のために必要な訓練を行います。     |
| 療養介護              | 医療を要する障がいのある人であって、常に介護を必要とする人に対し、病院の施設において行われる機能訓練、必要な医療、療養上の管理、看護、医学的な管理下におかれる介護等の支援を行います。       |
| 短期入所<br>(ショートステイ) | 居宅において介護を行う人の疾病等の理由により、短期間の入所を必要とする障がいのある人に対し、障がい福祉施設に短期間入所させ、必要な介護の支援を行います。                      |
| 就労定着支援            | 就労移行支援等の利用を経て、一般企業等への就労をした障がいのある方が、就労に伴う環境変化により、生活リズムの調整や家計の管理などの問題が生じた際に、必要な連絡調整や指導・助言等の支援を行います。 |

2) 第5期計画の進捗状況と利用状況

■日中活動系サービスの進捗状況

(月平均)

| 項目／年度             |     | 単位 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 |
|-------------------|-----|----|--------|-------|-------|
| 生活介護              | 見込み | 人  | 138    | 146   | 154   |
|                   |     | 日  | 2,760  | 2,920 | 3,080 |
|                   | 実績  | 人  | 134    | 140   | 146   |
|                   |     | 日  | 2,629  | 2,789 | 2,894 |
| 自立訓練（機能訓練）        | 見込み | 人  | 2      | 3     | 3     |
|                   |     | 日  | 44     | 58    | 58    |
|                   | 実績  | 人  | 2      | 2     | 2     |
|                   |     | 日  | 41     | 34    | 26    |
| 自立訓練（生活訓練）        | 見込み | 人  | 2      | 2     | 2     |
|                   |     | 日  | 33     | 33    | 33    |
|                   | 実績  | 人  | 3      | 7     | 7     |
|                   |     | 日  | 56     | 120   | 112   |
| 就労移行支援            | 見込み | 人  | 21     | 24    | 24    |
|                   |     | 日  | 357    | 408   | 408   |
|                   | 実績  | 人  | 14     | 19    | 17    |
|                   |     | 日  | 284    | 311   | 279   |
| 就労継続支援（A型）        | 見込み | 人  | 35     | 41    | 47    |
|                   |     | 日  | 665    | 779   | 893   |
|                   | 実績  | 人  | 34     | 37    | 46    |
|                   |     | 日  | 644    | 699   | 852   |
| 就労継続支援（B型）        | 見込み | 人  | 94     | 102   | 110   |
|                   |     | 日  | 1,504  | 1,632 | 1,760 |
|                   | 実績  | 人  | 105    | 116   | 123   |
|                   |     | 日  | 1,593  | 1,751 | 1,875 |
| 療養介護              | 見込み | 人  | 10     | 10    | 10    |
|                   | 実績  | 人  | 10     | 11    | 11    |
| 短期入所<br>（ショートステイ） | 見込み | 人  | 38     | 42    | 46    |
|                   |     | 日  | 190    | 210   | 230   |
|                   | 実績  | 人  | 45     | 49    | 38    |
|                   |     | 日  | 228    | 287   | 197   |
| 就労定着支援            | 見込み | 人  | 1      | 1     | 1     |
|                   | 実績  | 人  | 1      | 3     | 3     |

※令和2年度の数値は4月～8月の利用実績を1月当たりに換算して算出

## ■日中活動系サービスの利用状況

- ・生活介護と就労継続支援（A型）については、おおむね見込量に対して、同様の増加傾向にあります。
- ・自立訓練（生活訓練）と就労継続支援（B型）については、見込量に対して実績が大幅に上回っています。就労継続支援（B型）については、事業所数も増えており、今後も多くの利用が見込まれます。
- ・自立訓練（機能訓練）については、利用者が横ばい傾向に対し、サービス量が減少傾向にあります。
- ・就労移行支援については、平成30年度から令和元年度にかけての見込みが、実績値と差はあるものの増加傾向の推移をしています。
- ・短期入所については、利用ニーズは高いと思われるものの、その時々状況により利用が左右されるものと考えられます。
- ・療養介護については、ほぼ見込みどおり、実績も横ばいの状況です。
- ・第5期計画より新たに開始した、一般就労への移行後に利用する就労定着支援サービスについては、見込みよりも多くの方が利用しています。

### 3) 第6期計画見込量とサービス確保の方策

#### ■日中活動系サービスの見込量

(月平均)

| 項目／年度             | 単位 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|-------------------|----|-------|-------|-------|
| 生活介護              | 人  | 152   | 159   | 166   |
|                   | 日  | 3,040 | 3,180 | 3,420 |
| 自立訓練（機能訓練）        | 人  | 2     | 2     | 2     |
|                   | 日  | 40    | 40    | 40    |
| 自立訓練（生活訓練）        | 人  | 7     | 7     | 7     |
|                   | 日  | 116   | 116   | 116   |
| 就労移行支援            | 人  | 19    | 21    | 23    |
|                   | 日  | 336   | 372   | 407   |
| 就労継続支援（A型）        | 人  | 51    | 57    | 63    |
|                   | 日  | 969   | 1,083 | 1,197 |
| 就労継続支援（B型）        | 人  | 132   | 141   | 150   |
|                   | 日  | 1,980 | 2,215 | 2,250 |
| 療養介護              | 人  | 12    | 12    | 12    |
| 短期入所<br>（ショートステイ） | 人  | 245   | 265   | 290   |
|                   | 日  | 49    | 53    | 58    |
| 就労定着支援            | 人  | 5     | 6     | 7     |

### 【サービス見込量の算出について】

- ・生活介護や短期入所については、介護者の高齢化等に伴い、日中活動の場を提供する事業所の必要性を考慮し、今後の利用についても増加を見込んでいます。
- ・自立訓練（機能訓練）については、一定の利用がありますが、横ばい傾向であり、必要とする人が今後利用できるように、見込量についても同推移で見込んでいます。
- ・就労移行支援及び就労継続支援（A型・B型）については、近年利用が増加しており、また、今後も障がいのある人の一般就労及びサービス事業所で働き続けられる環境づくりを進める必要があることから、利用の増加を見込んでいます。
- ・第5期計画より新たに開始した就労定着支援については、一定の利用ニーズがあり、今後も利用を見込むとともに、事業に関する啓発を進め、より多くの人々が利用できるように努めます。

### ■日中活動系サービス確保の方策

日中活動の場を確保するサービスとして、今後利用の増加が見込まれるサービスについては、利用希望者のニーズの把握に努め、サービス提供事業者に関する情報を提供し、地域生活を支援していきます。また就労系のサービスについては、一般就労を含めて状況に応じてサービスの利用、選択ができるように、ハローワークや各事業所と連携を深め、サービスの提供体制を整えます。

## 3 居住系サービス

### 1) 居住系サービスの内容

| サービス名               | 実施内容   |
|---------------------|--|
| 共同生活援助<br>(グループホーム) | 地域において、共同生活を営むのに支障のない知的障がい者・精神障がい者につき、共同生活を営む住居において、相談その他日常生活の援助を行います。                   |
| 自立生活援助              | 障がい者施設や、グループホーム等から地域で一人暮らしを始めた障がい者等の居宅を定期的に訪問し、生活に関する助言や医療機関等との連絡調整を行うほか、利用者からの相談に対応します。 |



## 2) 第5期計画の進捗状況と利用状況

### ■居住系サービスの進捗状況

(月平均)

| 項目／年度               |     | 単位 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 |
|---------------------|-----|----|--------|-------|-------|
| 共同生活援助<br>(グループホーム) | 見込み | 人  | 24     | 25    | 26    |
|                     |     | 箇所 | 2      | 2     | 2     |
|                     | 実績  | 人  | 23     | 26    | 24    |
|                     |     | 箇所 | 2      | 2     | 2     |
| 自立生活援助              | 見込み | 人  | 1      | 1     | 1     |
|                     | 実績  | 人  | 0      | 0     | 0     |

※令和2年度の数値は4月～8月の利用実績を1月当たりに換算して算出

※人分とは「月間の利用人数」を表します。

### ■居住系サービスの利用状況

- ・共同生活援助（グループホーム）については、障がいのある人が地域で安心して暮らせる住まいの場として重要であり、施設入所者の地域移行を進める中で、年々利用者が増加しています。
- ・自立生活援助については、計画期間中の利用実績はありませんでした。

## 3) 第6期計画見込量とサービス確保の方策

### ■居住系サービスの見込量

(月平均)

| 項目／年度               | 単位 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|---------------------|----|-------|-------|-------|
| 共同生活援助<br>(グループホーム) | 人  | 26    | 27    | 28    |
|                     | 箇所 | 2     | 2     | 2     |
| 自立生活援助              | 人  | 1     | 1     | 1     |

#### 【サービス見込量の算出について】

- ・共同生活援助（グループホーム）については、今後、障がい者の地域移行を進める中で、生活の場として重要な役割であることから、今後も利用が増加することを見込んでいます。
- ・自立生活援助については、第5期計画より新たに開始したサービスですが、現状、利用者がおらず、今後の利用ニーズに応じて対応します。

### ■居住系サービス確保の方策

地域生活への移行を図れるように、第6期計画で整備を目指している地域生活支援拠点等を活用し、入所・入院中の障がいのある方が、安心して地域に移行できるようにグループホームや一人暮らしにおける体験の場の利用を促します。また、精神科病院を含めた関係機関と連携し、自立生活援助のサービスを提供するなど、一人暮らしを希望する方への支援を行い、地域移行を推進していきます。

## 4 施設入所支援

### 1) サービスの内容

| サービス名  | 実施内容   |
|--------|--|
| 施設入所支援 | 障がい者支援施設等に入所する障がいのある人に対し、主として夜間に入浴・排泄・食事等の介護を行います。 |

### 2) 第5期計画の進捗状況と利用状況

#### ■施設入所支援の進捗状況

(月平均)

| 項目／年度  |     | 単位 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 |
|--------|-----|----|--------|-------|-------|
| 施設入所支援 | 見込み | 人  | 44     | 44    | 44    |
|        | 実績  | 人  | 53     | 56    | 54    |

※令和2年度の数値は4月～8月の利用実績を1月当たりに換算して算出

※人分とは「月間の利用人数」を表します。

#### ■施設入所支援の利用状況

- ・地域移行の推進により、施設入所者の減少を目指していますが、現状では施設での生活を必要とする人も多く、利用者は横ばいの状況にあります。

### 3) 第6期計画見込量とサービス確保の方策

#### ■施設入所支援のサービス見込量

(月平均)

| 項目／年度  | 単位 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|--------|----|-------|-------|-------|
| 施設入所支援 | 人  | 54    | 54    | 53    |

#### 【サービス見込量の算出について】

- ・成果目標に基づき、施設入所者数を令和5年度までに53人とすることを目指します。

#### ■施設入所支援のサービス確保の方策

施設入所支援について、国の基本指針に基づき地域への移行を進めていくこととしています。しかしながら、本市の状況として、施設入所者に関して、障がいのある方の障がいの程度の重度化や高齢化などによる入所者も多いことから、入所者に対して、計画相談事業所と連携して、継続的に住まいに関する状況について確認を行っていきながら、入所者の希望ニーズに沿えるように対応を行っていきます。

## 5 相談支援

### 1) サービスの内容

| サービス名  | 実施内容   |
|--------|--|
| 計画相談支援 | 障がい福祉サービスを利用するすべての障がいのある人を対象に、支給決定又は支給決定の変更前後に、サービス等利用計画案を作成するとともに、一定の期間ごとにサービス等の利用状況のモニタリングを行います。 |
| 地域移行支援 | 障がい者支援施設等に入所している人、又は入院している精神障がいのある人を対象に、地域生活に移行するための相談や住居の確保、サービス提供事業所への同行支援等を行います。                |
| 地域定着支援 | 施設や病院から地域生活へ移行した人や、家族との同居から一人暮らしに移行した障がいのある人などに対し、障がいの特性に起因して生じる緊急の事態等に常時、相談や対応を行います。              |

### 2) 第5期計画の進捗状況と利用状況

#### ■相談支援の進捗状況

(月平均)

| 項目／年度  |     | 単位 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 |
|--------|-----|----|--------|-------|-------|
| 計画相談支援 | 見込み | 人  | 57     | 63    | 69    |
|        | 実績  | 人  | 48     | 59    | 68    |
| 地域移行支援 | 見込み | 人  | 1      | 1     | 1     |
|        | 実績  | 人  | 0      | 0     | 0     |
| 地域定着支援 | 見込み | 人  | 1      | 1     | 1     |
|        | 実績  | 人  | 0      | 0     | 0     |

※令和2年度の数値は4月～8月の利用実績を1月当たりに換算して算出

#### ■相談支援の利用状況

- ・計画相談支援の利用者は年々増加し続けており、令和2年度には見込量とほぼ同数となっています。
- ・地域移行支援及び地域定着支援は、計画期間中に利用実績がありません。

### 3) 第6期計画見込量とサービス確保の方策

#### ■相談支援のサービス見込量

(月平均)

| 項目／年度  | 単位 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|--------|----|-------|-------|-------|
| 計画相談支援 | 人  | 77    | 86    | 95    |
| 地域移行支援 | 人  | 1     | 1     | 1     |
| 地域定着支援 | 人  | 1     | 1     | 1     |

【サービス見込量の算出について】

- ・障がい福祉サービスの利用が今後も増加することから、それに応じて計画相談支援事業の利用者も増加することを見込んでいます。
- ・地域移行支援事業及び地域定着支援事業は、現在利用者がおらず、今後のニーズに応じて対応を行います。

■相談支援のサービス確保の方策

障がい福祉サービスの利用者が増えていく中で、計画相談の件数も増え、利用者のニーズに対応した支援が必要とされることから、相談支援連絡会を通じて、国や県などが実施する研修等についての情報提供やケースの検討を行うなど、事業所と連携し、計画相談支援のサービスの質の向上を図ります。

6 地域生活支援事業

(1) 相談支援事業

1) サービスの内容

| サービス名     | 実施内容  |
|-----------|---|
| 相談支援事業    | 障がいのある人や介護者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、障がい福祉サービスの利用支援等を行うとともに、虐待の防止や、その早期発見のための関係機関との連絡調整、障がいのある人等の権利擁護のために必要な援助を行います。 |
| 地域自立支援協議会 | 中立・公平な立場で適切な相談支援事業が実施できるよう体制の整備を図るとともに、相談支援事業を効果的に実施できるよう福祉、雇用、教育、医療等の関連する分野の関係者からなるネットワークを構築します。                 |

2) 第5期計画の進捗状況と利用状況

■相談支援事業の進捗状況

| 項目/年度     |     | 単位 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 |
|-----------|-----|----|--------|-------|-------|
| 相談支援事業    | 見込み | 箇所 | 4      | 4     | 4     |
|           | 実績  | 箇所 | 4      | 4     | 4     |
| 地域自立支援協議会 | 見込み | 箇所 | 1      | 1     | 1     |
|           | 実績  | 箇所 | 1      | 1     | 1     |

※相談支援事業は、香芝市外の事業所も含めています。

■相談支援事業の利用状況

- ・相談支援事業は、障がい福祉サービス利用に係る計画相談以外の相談窓口として、4ヶ所の相談支援事業所と委託契約を行い、障がい者や障がい児、その家族の方々の相談にあたっています。家族からの生活にかかる相談や障がい年金、手当に関する相談が増えています。
- ・大和高田市、葛城市、広陵町、香芝市の3市1町で自立支援協議会を設け、2ヶ月に1回開催しています。また、就労支援部会、子どもプロジェクトなど、部会ごとに地域共通の課題を検討し、意見交換を行っています。

3) 第6期計画見込量とサービス確保の方策

■相談支援事業のサービス見込量

| 項目/年度     | 単位 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|-----------|----|-------|-------|-------|
| 相談支援事業    | 箇所 | 4     | 4     | 4     |
| 地域自立支援協議会 | 箇所 | 1     | 1     | 1     |

【サービス見込量の算出について】

- ・相談支援事業所は、現状の事業所で今後も対応することを想定しています。
- ・地域自立支援協議会は、今後も大和高田市、葛城市、広陵町、香芝市の3市1町で実施します。

■相談支援のサービス確保の方策

相談内容も多様化している中において、相談支援連絡会を通じて、国や県などが実施する研修等についての情報提供やケースの検討を行うなど、事業所と連携を強化し、相談支援のサービスの質の向上を図ります。

(2) 成年後見制度利用支援事業

1) サービスの内容

| サービス名        | 実施内容  |
|--------------|---|
| 成年後見制度利用支援事業 | 障がい者自立支援法の改正により、平成24年4月から地域生活支援事業の必須事業となっています。親族がない等により、本人による成年後見制度の申立てが困難な障がいのある人に、市が代わって成年後見審判の申立てを行います。また、費用の補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難な人に、成年後見制度の申立てに要する経費（登記手数料・鑑定費用等）及び後見人等の報酬の全部又は一部を助成します。 |

## 2) 第5期計画の進捗状況と利用状況

### ■成年後見制度利用支援事業の進捗状況

| 項目/年度            |     | 単位 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 |
|------------------|-----|----|--------|-------|-------|
| 成年後見制度利用<br>支援事業 | 見込み | 人  | 2      | 2     | 2     |
|                  | 実績  | 人  | 1      | 1     | 1     |

### ■成年後見制度利用支援事業の利用状況

・成年後見制度は利用が少ない状況です。アンケート調査結果を踏まえ、内容の理解をしてもらえるよう、より一層の制度の周知を行う必要があります。

## 3) 第6期計画見込量とサービス確保の方策

### ■成年後見制度利用支援事業のサービス見込量

| 項目/年度        | 単位 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|--------------|----|-------|-------|-------|
| 成年後見制度利用支援事業 | 人  | 2     | 2     | 2     |

#### 【サービス見込量の算出について】

・成年後見制度についての周知を行い、今後、利用者が増加することを見込んでいます。

### ■成年後見制度利用支援事業のサービス確保の方策

成年後見制度の概要について、市民に対し、ホームページ等を利用するなどをして周知を図り、利用についての理解を深めるとともに、利用を希望する方に支援を行えるように進めます。

## (3) 意思疎通支援事業

### 1) サービスの内容

| サービス名    | 実施内容  |
|----------|---|
| 意思疎通支援事業 | 聴覚・言語機能・音声機能・その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人等に、障がいのある人とその他の人の意思疎通を仲介する手話通訳者等の派遣を行い、意思疎通の円滑化を図ることを目的とする事業です。 |

## 2) 第5期計画の進捗状況と利用状況

### ■意思疎通支援事業の進捗状況

| 項目/年度               |     | 単位 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 |
|---------------------|-----|----|--------|-------|-------|
| 手話通訳者・要約筆記者<br>派遣事業 | 見込み | 人  | 330    | 340   | 350   |
|                     | 実績  | 人  | 295    | 345   | 317   |
| 手話通訳者設置事業           | 見込み | 人  | 1      | 1     | 1     |
|                     | 実績  | 人  | 1      | 1     | 1     |

■意思疎通支援事業の利用状況

- ・手話通訳者・要約筆記者派遣事業の利用者は、令和元年度にはほぼ見込量どおりとなっています。
- ・手話通訳者設置事業については、社会福祉課に1名手話通訳者を設置し、手話通訳を利用できるようにしています。

3) 第6期計画見込量とサービス確保の方策

■意思疎通支援事業のサービス見込量

(月平均)

| 項目/年度           | 単位 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|-----------------|----|-------|-------|-------|
| 手話通訳者・要約筆記者派遣事業 | 人  | 350   | 360   | 370   |
| 手話通訳者設置事業       | 人  | 1     | 1     | 1     |

【サービス見込量の算出について】

- ・手話通訳者・要約筆記者派遣事業は、一時的に令和2年度は利用が減少しましたが、障がい者の社会参加を促進するにあたり、その手助けとなる事業であるため、今後利用者が増加することを見込んでいます。

■意思疎通支援事業のサービスの確保の方策

意思疎通支援事業における見込量の増加に対応していくため、本市で実施している手話奉仕員養成講座等については、引き続き実施していくことで人材の育成に努めます。

(4) 日常生活用具等給付事業

1) サービスの内容

| サービス名       | 実施内容                                 |
|-------------|--------------------------------------|
| 日常生活用具等給付事業 | 障がいのある人の日常生活の便宜を図るための用具について、給付を行います。 |

## 2) 第5期計画の進捗状況と利用状況

### ■日常生活用具等給付事業の進捗状況

| 項目/年度       |     | 単位 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 |
|-------------|-----|----|--------|-------|-------|
| 介護・訓練支援用具   | 見込み | 件  | 7      | 8     | 9     |
|             | 実績  | 件  | 5      | 4     | 4     |
| 自立生活支援用具    | 見込み | 件  | 32     | 33    | 34    |
|             | 実績  | 件  | 9      | 14    | 10    |
| 在宅療養等支援用具   | 見込み | 件  | 13     | 14    | 15    |
|             | 実績  | 件  | 10     | 5     | 6     |
| 情報・意思疎通支援用具 | 見込み | 件  | 15     | 16    | 17    |
|             | 実績  | 件  | 11     | 12    | 6     |
| 排泄管理支援用具    | 見込み | 件  | 1,550  | 1,560 | 1,570 |
|             | 実績  | 件  | 1,454  | 1,526 | 1,580 |
| 住宅改修費       | 見込み | 件  | 3      | 4     | 5     |
|             | 実績  | 件  | 1      | 4     | 1     |

### ■日常生活用具等給付事業の利用状況

- ・ 全体的に、排泄管理支援用具以外について、購入してからの使用期間もあり継続的に給付を行うことがないところから、年度別の実績値が上下しています。
- ・ 排泄管理支援用具は、利用ニーズが高い傾向にあり、おおむね見込量と実績に大きな違いはありません。

## 3) 第6期計画見込量とサービス確保の方策

### ■日常生活用具等給付事業のサービス見込量

| 項目/年度       | 単位 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|-------------|----|-------|-------|-------|
| 介護・訓練支援用具   | 件  | 5     | 5     | 5     |
| 自立生活支援用具    | 件  | 12    | 12    | 12    |
| 在宅療養等支援用具   | 件  | 7     | 7     | 8     |
| 情報・意思疎通支援用具 | 件  | 10    | 11    | 12    |
| 排泄管理支援用具    | 件  | 1,640 | 1,700 | 1,760 |
| 住宅改修費       | 件  | 2     | 2     | 2     |

#### 【サービス見込量の算出について】

必要な人に必要な用具が行き届くよう、医療機関や関連機関・団体等との連携を強化しながら、啓発活動に努め、今後も利用が進むことを見込んでいます。

### ■日常生活用具等給付事業の確保の方策

身体障がい者手帳の所持者数は横ばいで推移しているところから、給付対象者についても横ばい、または緩やかに増加していくものと考えています。日常生活用具等に関する情報を、手帳の取得時などに、利用を希望する方に対し、十分な説明をすることにより、サービス内容の理解を図り、適切な給付に努めていきます。



## (5) 移動支援事業

### 1) サービスの内容

| サービス名  | 実施内容   |
|--------|--|
| 移動支援事業 | 屋外での移動に困難がある障がい者について、外出のための支援を行うことにより地域での自立生活及び社会参加を目的とする事業です。 |

### 2) 第5期計画の進捗状況と利用状況

#### ■移動支援事業の進捗状況

(月平均)

| 項目/年度  |     | 単位 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 |
|--------|-----|----|--------|-------|-------|
| 移動支援事業 | 見込み | 箇所 | 60     | 61    | 62    |
|        |     | 人  | 60     | 61    | 62    |
|        |     | 時間 | 7,200  | 7,320 | 7,440 |
|        | 実績  | 箇所 | 60     | 64    | 62    |
|        |     | 人  | 65     | 61    | 57    |
|        |     | 時間 | 7,707  | 7,483 | 6,693 |

#### ■移動支援事業の利用状況

- ・利用者数・利用時間について令和元年度末より、減少傾向にあり、令和2年度末の実績見込みについても見込みに比べ大幅に減少するものと考えられます。

### 3) 第6期計画見込量とサービス確保の方策

#### ■移動支援事業のサービス見込量

(月平均)

| 項目/年度  | 単位 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|--------|----|-------|-------|-------|
| 移動支援事業 | 箇所 | 63    | 64    | 65    |
|        | 人  | 60    | 62    | 64    |
|        | 時間 | 7,200 | 7,440 | 7,680 |

#### 【サービス見込量の算出について】

- ・今後、障がい者の地域への移行や、社会参加によりサービスの利用が進むに伴い、移動支援事業の利用者が増加することを見込んでいます。

#### ■移動支援事業のサービス確保の方策

障がいのある人の多様な活動や社会参加を支援する重要なサービスとして、今後についても利用ニーズに対応できるように、サービス提供体制の確保に努めます。

## (6) 地域活動支援センター事業

### 1) サービスの内容

| サービス名        | 実施内容   |
|--------------|--|
| 地域活動支援センター事業 | 地域活動支援センターにおいて、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の支援を行います。 |

### 2) 第5期計画の進捗状況と利用状況

#### ■地域活動支援センター事業の進捗状況

(月平均)

| 項目/年度        |     | 単位 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 |
|--------------|-----|----|--------|-------|-------|
| 地域活動支援センター事業 | 見込み | 箇所 | 4      | 4     | 4     |
|              |     | 人  | 16     | 17    | 18    |
|              | 実績  | 箇所 | 5      | 4     | 4     |
|              |     | 人  | 17     | 14    | 9     |

※香芝市外の事業所も含めています。

#### ■地域活動支援センター事業の利用状況

- ・香芝市内に地域活動支援センターはないため、市外の地域活動支援センターに委託しています。実施箇所減少に伴い、利用者も減少している状況です。

### 3) 第6期計画見込量とサービス確保の方策

#### ■地域活動支援センター事業のサービス見込量

(月平均)

| 項目/年度        | 単位 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|--------------|----|-------|-------|-------|
| 地域活動支援センター事業 | 箇所 | 5     | 5     | 5     |
|              | 人  | 10    | 11    | 12    |

#### 【サービス見込量の算出について】

- ・本市には地域活動支援センターはありませんが、今後も一定の利用者を見込んでいます。

#### ■地域活動支援センター事業のサービス確保の方策

地域活動支援センターについては、精神障がい者に対する相談や交流の場となっており、重要な役割を担う事業であるため、今後についても利用ニーズに対応できるように、利用希望者に対する正確な情報提供と、相談支援事業所との連携を図っていくよう進めます。

(7) その他事業

1) サービスの内容

| サービス名         | 実施内容  |
|---------------|---|
| 訪問入浴サービス事業    | 地域における重度障がいのある人の生活を支援するため、入浴サービスを提供し、重度障がいのある人の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ります。              |
| 更生訓練費給付事業     | 就労支援事業又は自立訓練事業を利用している方や、身体障がい者更生援護施設に入所している人に、社会復帰を促進するため、一定の要件を満たす場合に、更生訓練費を支給します。 |
| 日中一時支援事業      | 家庭の事情により、家族の支援が受けられないときや、一時的な休息を目的に、知的障がいのある人の活動の場を社会福祉施設等で提供する事業です。                |
| 自動車運転免許取得助成事業 | 障がいのある人の就労と行動範囲の拡大等により、生活の向上を図るため、自動車の運転免許を取得するために要した費用の一部を助成します。                   |
| 自動車改造助成事業     | 就労等に伴い自動車を取得し、その自動車を改造する必要がある場合、その改造費の一部を助成します。                                     |
| 福祉ホーム入居支援事業   | 住居を求めている障がいのある人に対して、低額な料金で居室その他の設備を利用させて、障がいのある人の地域生活の支援を行います。                      |

2) 第5期計画の進捗状況と利用状況

■その他事業の進捗状況

| 項目/年度            |     | 単位  | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 |
|------------------|-----|-----|--------|-------|-------|
| 訪問入浴サービス事業       | 見込み | 箇所  | 1      | 2     | 3     |
|                  |     | 人/月 | 2      | 3     | 4     |
|                  | 実績  | 箇所  | 2      | 1     | 2     |
|                  |     | 人/月 | 1      | 0     | 0     |
| 更生訓練費給付事業        | 見込み | 人/月 | 4      | 4     | 4     |
|                  | 実績  | 人/月 | 0      | 5     | 5     |
| 日中一時支援事業         | 見込み | 箇所  | 19     | 20    | 21    |
|                  |     | 人/月 | 46     | 47    | 48    |
|                  | 実績  | 箇所  | 19     | 21    | 20    |
|                  |     | 人/月 | 34     | 39    | 24    |
| 自動車運転免許取得・改造助成事業 | 見込み | 人   | 2      | 2     | 2     |
|                  | 実績  | 人   | 5      | 2     | 2     |

### ■その他事業の利用状況

- ・訪問入浴サービス事業については、令和元年度からの利用者実績がありません。
- ・更生訓練費給付事業、自動車運転免許取得・改造助成事業については、ほぼ見込みの通りの利用実績となっています。
- ・日中一時支援事業については、一時的に令和元年度末より利用実績が見込みを下回るものとなっています。令和2年度末実績についても減少する見込みとなっています。今後については、令和元年度ベースの利用ニーズに戻るとともに再び増加していくことが見込まれます。

### 3) 第6期計画見込量とサービス確保の方策

#### ■その他事業のサービス見込量

| 項目/年度            | 単位  | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|------------------|-----|-------|-------|-------|
| 訪問入浴サービス事業       | 箇所  | 2     | 2     | 2     |
|                  | 人/月 | 1     | 1     | 1     |
| 更生訓練費給付事業        | 人/月 | 7     | 8     | 9     |
| 日中一時支援事業         | 箇所  | 20    | 20    | 20    |
|                  | 人/月 | 30    | 33    | 36    |
| 自動車運転免許取得・改造助成事業 | 人   | 2     | 2     | 2     |
| 福祉ホーム入居支援事業      | 人/月 | 2     | 3     | 4     |

#### 【サービス見込量の算出について】

- ・いずれの事業も一定のニーズがあり、利用ニーズに応じて対応することを見込んでいます。

#### ■その他事業のサービス確保の方策

障がいのある人の日中活動の場として、保護者や利用者のニーズに対応できるように各種サービスについて、提供体制の確保に努めていきます。

## 第6章 障がい児支援見込量と確保の方策

### 1 障がい児支援の概要

平成 23 年 5 月に「児童福祉法」等が改正され、平成 24 年度以前の知的障がい児施設、知的障がい児通園施設、肢体不自由児施設、重症心身障がい児施設等の障がい種別に分かれていた施策体系について、通所・入所の利用形態の別により、通所による支援は「障がい児通所支援」、入所による支援は「障がい児入所支援」に一元化され、市町村は通所サービスの実施主体となるように定められました。

さらに、平成 28 年 6 月に公布された「障がい者総合支援法」及び「児童福祉法」の一部改正が、平成 30 年度から施行されたことに伴い、児童福祉法第 33 条の 20 の規定により、市町村は、国の基本指針に即して、障がい児についてサービスの提供体制の確保、業務の円滑な実施に関する「障がい児福祉計画」を策定することになりました。

### 2 障がい児支援見込量と確保の方策

#### (1) 障がい児通所支援

##### 1) サービス内容

| サービス名       | 実施内容   |
|-------------|--|
| 児童発達支援      | 日常生活で体をうまく動かすための指導、知識技能の習得、集団生活に馴染むための訓練を行います。                                     |
| 医療型児童発達支援   | 体の不自由な障がい児に、児童発達支援と治療を行います。  |
| 放課後等デイサービス  | 学校に通う障がい児に、放課後や夏休みなどの長期休暇中、自分の身のまわりのことができるようにするための訓練などを、継続的に提供します。                 |
| 保育所等訪問支援    | 障がい児が集団生活をしている施設を訪問し、その施設での障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援などを行います。                   |
| 居宅訪問型児童発達支援 | 重度の障がい等により外出が著しく困難な障がい児に対して、居宅を訪問して、日常生活で体をうまく動かすための指導、知識技能の習得、集団生活に馴染むための訓練を行います。 |

## 2) 第1期計画の進捗状況と利用状況

### ■障がい児通所支援の進捗状況

(月平均)

| 項目／年度       |     | 単位 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 |
|-------------|-----|----|--------|-------|-------|
| 児童発達支援      | 見込み | 人  | 135    | 146   | 157   |
|             |     | 日  | 1,350  | 1,460 | 1,570 |
|             | 実績  | 人  | 159    | 175   | 162   |
|             |     | 日  | 1,250  | 1,405 | 1,472 |
| 医療型児童発達支援   | 見込み | 人  | 3      | 3     | 3     |
|             |     | 日  | 42     | 42    | 42    |
|             | 実績  | 人  | 2      | 1     | 0     |
|             |     | 日  | 30     | 16    | 0     |
| 放課後等デイサービス  | 見込み | 人  | 178    | 195   | 212   |
|             |     | 日  | 1,958  | 2,145 | 2,332 |
|             | 実績  | 人  | 181    | 217   | 237   |
|             |     | 日  | 1,823  | 2,221 | 2,314 |
| 保育所等訪問支援    | 見込み | 人  | 2      | 2     | 2     |
|             |     | 日  | 2      | 2     | 2     |
|             | 実績  | 人  | 1      | 2     | 2     |
|             |     | 日  | 1      | 2     | 2     |
| 居宅訪問型児童発達支援 | 見込み | 人  | 1      | 1     | 1     |
|             |     | 日  | 2      | 2     | 2     |
|             | 実績  | 人  | 0      | 0     | 0     |
|             |     | 日  | 0      | 0     | 0     |

※令和2年度の数値は4月～8月の利用実績を1月当たりに換算して算出

### ■障がい児通所支援の利用状況

- ・児童発達支援、放課後等デイサービスについては、利用者数、サービス量共に増加傾向にあります。早期療育の重要性の認識の高まりもあり、利用ニーズは今後も増加すると見込まれます。
- ・医療型児童発達支援については、サービス量と利用実績の減少が続き、令和2年度実績は、無しとなる見込みです。
- ・保育所等訪問支援については、ほぼ見込みの通りの利用実績となっています。

### 3) 第2期計画見込量とサービス確保の方策

#### ■障がい児通所支援のサービス見込量

(月平均)

| 項目／年度       | 単位 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|-------------|----|-------|-------|-------|
| 児童発達支援      | 人  | 200   | 212   | 225   |
|             | 日  | 1,700 | 1,802 | 1,912 |
| 医療型児童発達支援   | 人  | 1     | 1     | 1     |
|             | 日  | 15    | 15    | 15    |
| 放課後等デイサービス  | 人  | 260   | 285   | 310   |
|             | 日  | 2,600 | 2,850 | 3,100 |
| 保育所等訪問支援    | 人  | 3     | 4     | 5     |
|             | 日  | 3     | 4     | 5     |
| 居宅訪問型児童発達支援 | 人  | 0     | 0     | 0     |
|             | 日  | 0     | 0     | 0     |

#### 【サービス見込量の算出について】

- ・児童発達支援、放課後等デイサービスについて、利用者数は今後も増加することを見込んでいます。
- ・保育所等訪問支援についても、今後利用が緩やかに伸びていくと見込んでいます。
- ・医療型児童発達支援については、今後大幅に増加する傾向とはならないと考えていますが、ある一定のニーズがあることを見込んでいます。

#### ■障がい児通所支援のサービス確保の方策

児童発達支援、放課後等デイサービスの利用について、サービスが途切れないように福祉、保健、教育等の連携を引き続き図っていきます。また、利用者の増加に伴い、利用する事業所数も増えていくことが予想されますので、事業所に対し、指導や支援の強化を図ることで、質の高いサービスやニーズに合ったサービスの提供が行われるように努めていきます。

## (2) 障がい児相談支援

### 1) サービス内容

| サービス名    | 実施内容   |
|----------|--|
| 障がい児相談支援 | 福祉に関する問題や介護者からの相談に応じて、必要な情報の提供や助言などを行います。また、障がい児支援利用計画を作成し、サービス提供事業者との連絡・調整、モニタリングを行います。 |

### 2) 第1期計画の進捗状況と利用状況

#### ■障がい児相談支援の進捗状況

(月平均)

| 項目／年度    |     | 単位 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 |
|----------|-----|----|--------|-------|-------|
| 障がい児相談支援 | 見込み | 人  | 40     | 44    | 48    |
|          | 実績  | 人  | 53     | 62    | 65    |

#### ■障がい児相談支援の利用状況

- ・障がい児相談支援については、年々利用者が増加しており、見込みを大きく上回っていることから、今後も利用者の増加が見込まれます。

### 3) 第2期計画見込量とサービス確保の方策

#### ■障がい児相談支援のサービス見込量

(月平均)

| 項目／年度    | 単位 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|----------|----|-------|-------|-------|
| 障がい児相談支援 | 人  | 70    | 76    | 83    |

#### 【サービス見込量の算出について】

- ・サービスの利用が増えるとともに、障がい児相談支援の利用者が増加することを見込んでいます。

#### ■障がい児相談支援のサービス確保の方策

見込量を上回る利用がある状況の中、今後も増加が予想されることから、サービスの提供体制の確保に努めるほか、相談支援連絡会を通じて、国や県などが実施する研修等についての情報提供やケースの検討を行うなど、事業所と連携し、計画相談支援のサービスの質の向上を図ります。



## 第7章 計画の推進・評価

### 1 計画の推進

第6期香芝市障がい福祉計画及び第2期香芝市障がい児福祉計画に沿った、障がい福祉サービスの支給決定、各障がい福祉サービスの見込量に対応した供給基盤整備に努めるなど、計画の推進を図ります。

計画の推進にあたり、円滑な障がい福祉サービスの利用につなげるため、ホームページ等での障がい福祉計画・障がい児福祉計画の情報提供に努めます。また、常に障がいのある人のニーズを把握し、柔軟に対応します。

さらに、奈良県や国、及び近隣の大和高田市、葛城市、広陵町、香芝市で設置している「中和地区3市1町障がい者自立支援協議会」との連携のもと、行政、福祉サービス提供事業所、医療機関などの関係団体、障がいのある人がそれぞれの役割を果たしていくことで、よりよい福祉サービスの供給ができるように支援体制の構築を図り、計画を推進していきます。

### 2 計画の評価体制

計画に盛り込んだ事項について、着実に実施していくために、点検及び評価のシステムとして、計画（Plan）、実施・実行（Do）、点検・評価（Check）、処置・改善（Action）のPDCAサイクルを導入し、現状に応じた計画の推進に努めます。

計画に掲げた成果目標や、活動指標となる見込量について、1年に1回その実績を把握し、着実な実行に努めていくために、評価と改善を行い、実効性のある計画を目指すとともに、次期計画の策定に反映していきます。

## 資料編

### 1 香芝市障がい者計画等策定委員会委員名簿

(50音順・敬称略)

| 氏名                       | 所属・役職等                              |
|--------------------------|-------------------------------------|
| (いのうえ きはちろう)<br>○ 井上 喜八郎 | 市社会福祉協議会会長                          |
| (かまだ つよし)<br>鎌田 剛吏       | 社会福祉法人 萌<br>生活支援センター なっつ            |
| (さいとう ちづる)<br>◎ 斉藤 千鶴    | 関西福祉科学大学 名誉教授                       |
| (しまおか あけみ)<br>鳶岡 明美      | 市手をつなぐ育成会会長                         |
| (つじ あいこ)<br>街 愛子         | 市聴覚障がい者協会                           |
| (なかむら ひろき)<br>中村 博樹      | 社会福祉法人鳳雛会<br>身体障がい者療護施設 どんぐり        |
| (ふじた くにみ)<br>藤田 邦美       | 奈良県葛城精神障がい者家族会(すみれ会)                |
| (ほそかわ としあき)<br>細川 俊明     | 市身体障がい者福祉協会会長                       |
| (まつお ゆりこ)<br>松尾 百合子      | 市肢体不自由児・者父母の会                       |
| (やまだ のぶひさ)<br>山田 順久      | 市民生・児童委員連合会会長                       |
| (よしおか こうぞう)<br>吉岡 弘三     | 社会福祉法人以和貴会<br>生活支援センター shake 「しえ〜く」 |
| (よしだ きよのり)<br>吉田 清徳      | 奈良県立西和養護学校 校長                       |

※◎は会長、○は副会長

## 2 計画策定の経過

| 年月                      | 内容  |
|-------------------------|---|
| 令和2年7月22日               | 第1回策定委員会<br>1. アンケート調査票について   |
| 令和2年8月5日～<br>令和2年8月25日  | 計画策定に向けた福祉に関するアンケート調査の実施  |
| 令和2年11月2日               | 第2回策定委員会<br>1. 会長、副会長の選任について<br>2. 第6期香芝市障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画の概要について<br>3. 第5期香芝市障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画の進捗管理について<br>4. アンケート調査等の集計報告について<br>5. 第6期香芝市障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画骨子案について<br>6. その他について |
| 令和2年12月21日              | 第3回策定委員会<br>1. 第6期香芝市障がい福祉計画・第2期香芝市障がい児福祉計画（素案）について<br>2. パブリックコメントの実施について<br>3. その他について  |
| 令和3年1月25日～<br>令和3年2月25日 | 計画素案に対するパブリックコメントの募集  |
| 令和3年3月18日               | 第4回策定委員会<br>1. パブリックコメントの結果について<br>2. 第6期香芝市障がい福祉計画・第2期香芝市障がい児福祉計画案について<br>3. その他について   |

第6期香芝市障がい福祉計画・第2期香芝市障がい児福祉計画

発行年月 令和3年3月

発行 香芝市福祉健康部 社会福祉課

〒639-0251 奈良県香芝市逢坂一丁目374番地1

TEL : 0745-79-7151

FAX : 0745-79-7532

E-mail : syakai@city.kashiba.lg.jp